

令和5年2月27日  
書 面 開 催

令和4年度 第3回 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会  
多文化共生推進部会

1 報告事項

「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」及び「ヒアリング調査」の集計結果について

2 議題

「（仮称）世田谷区第二次多文化共生プラン」策定にあたっての論点整理について

**【事務局】**

世田谷区生活文化政策部文化・国際課

電話 03-6304-3439 FAX. 03-6304-3710

メールアドレス：SEA02408@mb.city.setagaya.tokyo.jp

□ 配付資料

- ・【資料1】 令和4年度多文化共生推進部会 委員・事務局名簿
- ・【資料2-1】 「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」及び「ヒアリング調査」の集計結果について
- ・【資料2-2】 「ヒアリング調査」報告書
- ・【参考】 「世田谷区における外国人民の意識・実態調査」及び「ヒアリング調査」の集計結果（速報値）について
- ・【資料3-1】 「（仮称）世田谷区第二次多文化共生プラン」策定にあたっての論点整理表（基本方針）
- ・【資料3-2】 「（仮称）世田谷区第二次多文化共生プラン」策定にあたっての論点整理表（参考）
- ・【資料3-3】 各種関連計画・法律リンク集
- ・【資料3-4】 意見書様式
- ・【説明資料】 「世田谷区多文化共生プラン」及び資料3について

令和4年度 多文化共生推進部会 委員・事務局名簿

資料1

敬称略

		氏名	フリガナ	肩書き
1	学識経験者等	山脇 啓造	ヤマワキ ケイゾウ	明治大学国際日本学部教授
2		日暮 トモ子	ヒグラシ トモコ	日本大学文理学部教授
3		藤井 美香	フジイ ミカ	(公財)横浜市国際交流協会
4	関係団体等	上田 啓子	ウエダ ケイコ	世田谷区町会総連合会 副会長
5		ゴロウィナ・クセーニヤ	ゴロウィナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 代表
6		斎藤 利治	サイトウ トシハル	NPO法人アジアの新しい風
7	区民委員	久米 喜代美	クメ キヨミ	公募委員
8		藤原 由佳	フジワラ ユカ	公募委員

事務局	片桐 誠	カタギリ マコト	世田谷区生活文化政策部長
	松田 京子	マツダ キョウコ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課長
	荻田 直幸	オギタ ナオユキ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当係長
	下岡 健太郎	シタオカ ケンタロウ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当

令和 5 年 2 月 2 4 日  
生活文化政策部  
文化・国際課

「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」(クロス集計部分) 及び  
「ヒアリング調査」の集計結果について

1 「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」(クロス集計部分) の集計結果について【抜粋】

(1) ことばについて

- ①日本語のレベルについて、国籍別にみると、「話す」「聞く」「読む」「書く」いずれも韓国が突出して高かった。また、「話す」「聞く」「読む」に比べ、「書く」の「できる」と答えた人の割合は、n=10 以上の国籍・地域で 10%程度低くなっている。〔p.27～29 参照〕
- ②参加したい日本語教室について、在留資格別にみると、「留学」で、「自分の家や職場に近い」「日本の文化を学べる」の割合が最も高い。「永住者」「技術・人文知識・国際業務」では、「中級・上級者向け」が最も高く、「日本人の配偶者等」「技術・人文知識・国際業務」では、「オンラインで利用できる」も高かった。(n=10 未満の在留資格を除く)〔p.45 参照〕

(2) 日常生活について

- ①情報の入手方法について、年齢別にみると、20 代～50 代まですべての事柄で「インターネット」の割合が最も高い。〔p.76～80 参照〕
- ②行政からほしい情報について、在留資格別にみると、最も母数の多い「永住者」では、「行政サービス・手続き」31.1%、「技術・人文知識・国際業務」では「地域でのイベントやおまつり」39.5%、「日本人の配偶者等」では「保健・医療」32.1%、「留学」では「災害・防災情報」40.0%が最も高かった (n=10 未満の在留資格を除く)。〔p.88 参照〕
- ③行政からの発信について、在留資格別にみると、「永住者」「技術・人文知識・国際業務」「留学」では「ホームページ」が最も高く、「日本人の配偶者等」では「ホームページ」「チラシ・ポスター」がともに 32.1%で最も高かった (n=10 未満の在留資格を除く)。〔p.91 参照〕
- ④避難場所認知度について、回答調査票言語別にみると、「知っている」が「日本語調査票」で 52.9%と 5 割を超えたが、「外国語調査票」では 40.2%であった。〔p.94 参照〕
- ⑤外国人に対する生活支援の充実について、国籍・地域別にみると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算では、「米国」が 60.0%と高い割合であった。「中国」49.2%、「台湾」42.1%と 4 割以上が生活支援の充実を感じているのに比べ、「韓国」26.0%と

3割以下にとどまっている（n=10未満の国籍・地域を除く）。〔p.98～99 参照〕

- ⑥外国人に対する偏見や差別の減少について、国籍・地域別にみると、「米国」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」がともに33.3%で6割以上が偏見や差別の減少を感じている。「台湾」は「どちらかといえばそう思わない」31.6%で、他の国籍・地域に比べ偏見や差別の減少を感じていない割合が高かった（n=10未満の国籍・地域を除く）。〔p.102～103 参照〕

(3) 行政サービスについて

世田谷区に期待する取組みについて、年齢別にみると、「20～29歳」で「生活情報や行政情報の発信方法（SNS・インターネットなど）を充実させる」が51.4%で最も高く、「30～39歳」で「日本語学習を支援する」が38.2%で最も高い。「40～49歳」で「外国人の子育てや子どもの教育を支援する」が42.9%、「50～59歳」「60～69歳」では「やさしい日本語での表記を増やす」「外国人区民が活躍する機会（ボランティア・地域活動など）を充実させる」がともに最も高い項目に入っていた。〔p.110 参照〕

(4) 交流活動について

自治会・町会の加入状況について、年齢別にみると、全年齢において「入っていない」が最も高く、中でも「50～59歳」の59.1%が最も高かった。「入っている」でみると、「60～69歳」の31.6%が最も高かった。また、「入りたいが入り方がわからない」は、高齢者にはなく「20～29歳」「30～39歳」「40～49歳」のみに回答があった。〔p.147 参照〕

2 「ヒアリング調査」の集計結果について

(1) 回答者の属性

①性別

男性11名、女性9名、未記入1名

②国籍・地域

中国8名、フィリピン2名、インドネシア2名、アメリカ2名、その他7名

③年代

20代3名、30代7名、40代4名、50代6名、60代1名

④在留資格

永住者9名、日本人の配偶者等5名、技術・人文・国際業務4名、その他3名

(2) 回答内容

資料2-2のとおり。

# 「ヒアリング調査」報告書

令和 4（2022）年 12 月

世田谷区

## 1 調査の概要

- (1) 目的 「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」(以下、「実態調査」という。)の内容を掘り下げるなど、調査票では聞くことができなかった項目についてヒアリングすることで、定量的な調査では見えなかった部分・情報が不足していた部分について補完するため。
- (2) 調査対象 令和4年4月1日現在、世田谷区内に在住する18歳以上の外国籍区民
- (3) 標本数 20人～30人程度(各回10人まで)
- (4) 標本抽出方法 「実態調査」調査票送付時に、「ヒアリング調査参加希望票」を同封。参加を希望する方のみ、調査票と併せて「ヒアリング調査参加希望票」を返送していただく。
- (5) 調査方法 対面での個別インタビュー(1人あたり最大60分(通訳時間含む))
- (6) 調査日時 1回目 令和4年8月20日(土)午前10時～午後4時  
2回目 令和4年8月21日(日)午前10時～午後4時  
3回目 令和4年8月27日(土)午前10時～午後4時
- (7) 会場 1回目 太子堂区民センター(世田谷区太子堂1-14-20)  
2回目 砧総合支所(世田谷区成城6-2-1)  
3回目 等々力地区会館(世田谷区等々力3-25-16)
- (8) 調査項目 (参加者の「実態調査」の回答で特徴的な項目や、プランの重点施策として位置づけている内容と関連が深い項目を中心に質問する)

## 2 調査参加者数・回答者の属性

### (1) 調査参加者数

- |     |              |        |
|-----|--------------|--------|
| 1回目 | 7名(うち、要通訳1名) |        |
| 2回目 | 9名(うち、要通訳5名) |        |
| 3回目 | 5名(うち、要通訳2名) | 合計 21名 |

### (2) 回答者の属性

#### ①性別

男性11名、女性9名、未記入1名

#### ②国籍・地域

中国8名、フィリピン2名、インドネシア2名、アメリカ2名、その他7名

#### ③年代

20代3名、30代7名、40代4名、50代6名、60代1名

#### ④在留資格

永住者9名、日本人の配偶者等5名、技術・人文・国際業務4名、その他3名

## 3 回答結果

### (1) 日本語学習について

- ・学校での学習もあるが、加えて実際に大学、ボランティア活動、アルバイト先、会社などでコ

コミュニケーションをとった経験が日本語の上達につながっている。

- ・ニュースできれいな日本語を聞いて学習した。アニメも簡単な言葉を使うのでわかりやすい。
- ・完璧な文法ではなく、実際に会話をしてどのように日本語をツールとして使えるか、それを練習するのが有効的なやり方だと思う。
- ・言葉は、実際に使う機会がないとすぐに忘れてしまう。
- ・漢字は難しい。
- ・パソコンを使用するため、日本語を書く機会がなかなかなく、書くことに自信がない。
- ・仕事が忙しく、日本語を勉強する時間が取れていない。
- ・敬語などが難しく、正しいかどうか常に悩んでいる。仕事が始まったらきちんと対応できるか不安。

## (2) 日本語学校・日本語教室について

- ・コロナもあり、オンラインの方が参加しやすい。対面で集団の事業だと、できる人・全くできない人がいて、つまらなくなる・ついていけなくなる人がいる。
- ・対面の教室では身振り手振りがあるので、直接会話した方が分かりやすい・意思が伝わりやすいと思う。
- ・日本語にあわせて日本の文化を学習できる機会があり、日本により興味を持った。
- ・区の日本語教室があることを知らなかった。参加して入門レベルからしっかりと勉強したい。
- ・基本的な日本のルールなどについて、あわせて勉強したい。生活のルールや歴史について知らない、自分の知らないところで恥ずかしい思いをしたり、相手に嫌な思いをさせたりするかもしれない。今はそういう機会がないので、たまにミスを起こして、そこから学んでいる。また、日本人と深くコミュニケーションをとるためには、知識が必要だと思う。
- ・母国ではないところにいるので、祭りなど伝統的な文化に興味があり、そういう文化も学べればと思う。
- ・仕事に生かせる日本語を勉強して、ビジネスに活かしたい。

## (3) 情報の入手先・情報発信について

- ・ダイレクトメール、メールマガジンなど、英語の携帯サービスがあれば助かる。
- ・SNSは日本だけではなくて他の国の情報も入っているので、あまり効率的に調べられず、知りたい情報に辿り着けない可能性がある。
- ・情報は区や専門機関のホームページを検索して調べている。
- ・携帯電話がなければ、駅にあるパンフレットや区のお知らせ、街の掲示板から情報を得ている。多言語であればありがたいが、実際に全て多言語化は難しいと思う。
- ・にぎやかな駅の通りの掲示板や、駅前で周知してもらおうと、何があるかわかる。
- ・母国では、各公式アカウントに登録すると必要な最新情報が毎日届くようなシステムがある。
- ・ホームページでも、メールや郵便の発信でも、目を引くようなタイトルにするなど、興味をもって開けてもらえるよう工夫することが大事。
- ・コロナの際、区役所のホームページが分かりやすく書いてあった。

- ・今は携帯電話で情報を得るのが普通だが、私はチラシをもらっている。わかりやすいし、日本語の勉強にもなる。
- ・区長のツイートをフォローしている。特に外国人に役立つ基本情報や、防災情報のツイートについては、日本語に外国語を加えて発信してみてもどうか。
- ・問題が発生したときにどこに連絡すべきか、どこへ行けばいいかをまとめた冊子があると良い。特に経済的な問題など。
- ・インターネットで検索しているが、出てくる情報が日本語なのでわからない。多言語化が必要。
- ・情報は職場にいる日本人など、知っている人から聞くと安心感がある。それにホームページ、公式サイトの情報を検索して、参考にしている。
- ・他区では、外国人専用の窓口ではなく、普通の窓口で外国語対応ができるところがあり、日本に来たばかりの人にウェルカムパックのような外国語の資料を渡すなどのサービスもある。
- ・人と人とのつながりをファシリテートできるようなボランティアがいるとよい。
- ・日本語のホームページは情報が多すぎる。デザインは問題ない。
- ・子どもが家にいたときは、学校を通じてたくさんの情報が入ってきたが、テレビやインスタグラムなどを見ても、区の情報が入ってこない。

#### (4) 多言語表記・やさしい日本語について

- ・中国語圏では、漢字には違和感がなく、平仮名だけでは読みづらい。逆に中国語圏以外では漢字が難しいため、区別してほしいと思う。
- ・日本語に詳しくない人には、難しい言葉にふりがなが付いていてもわからない。日本語の横に多言語で説明が付いていたほうが良い。
- ・ちらしの地図に駅の出口番号があるとわかりやすい。
- ・日本語の文章はどこで切れているのかがわかりづらいので、区切りがあると見やすい。
- ・区役所の文章は明朝体で作っている事が多いが、このフォントは外国人には読みづらい。ゴシック体やメイリオのほうが読みやすい。
- ・最近届いた外国人向けの封筒は、日本語に英語がついていたり、フリガナが書かれていたり、そういう心遣いは感じている。
- ・バス等アナウンスやサインで、英語がある所とないところがある。災害時など、地図やサインフリガナや、多言語表記があると安心できる。
- ・地図を見る際に、母国のアプリを使用している場合がある。チラシ等の地図に日本語しか載っていないと、その場所とアプリの情報につながらないこともあるので、少なくとも英語表記はあったほうが、理解できる人が増えると思う。
- ・街を歩いていると、以前と比べると英語の看板が多くなり、英語の質自体も良くなってきていると実感している。

#### (5) 防災について

- ・もし災害等が起こった場合、避難場所がどこなのか、物資はどこでもらえるのか等わからないので、訓練に参加してみたい。



- ・避難場所がここです、というような表示が多言語であるといいと思う。
- ・注意点や考えておくべきことを短くメッセージやビデオにまとめるなどして、日本語教室やオンラインを活用して伝えると良いと思う。

#### (6) 参加したいイベントや交流について

- ・日本と他国が互いに交流しながら文化を紹介・勉強できるようなイベント
- ・日本の文化について、やさしい日本語や英語で実施できるイベント
- ・地方の文化が英語で学べるイベント
- ・参加することで、ギブアンドテイクができればいいが、大体が参加者のギブだけになっている。
- ・そもそも現在のイベントを知らない。イベントの年間カレンダーのようなものがあると良い。
- ・日本人や日本人と交流したい外国人の方も参加して交流ができる語学の交流会のようなもの。
- ・大きなイベントを作るのは大変なので、小さなイベントを定期的実施するのが良い。
- ・オンラインが多いので、もう人が集まらず関心も減ってきている。対面開催の方が効果はある。
- ・興味はあっても自分で作れなかったのが、日本料理の教室が面白かった。

#### (7) 交流活動について

- ・イベントに参加した人たちのコミュニティができ、やり取り情報を残せるなどできればよい。
- ・例えば言語交換のような内容で、若い人同士で集まるというのもよい。
- ・子どもが小さいときは、幼稚園や小学校のお母さんたちが優しく、言語的にも助けてくれた。子供が大きくなるにつれ、その関係は少しずつなくなっていった。
- ・交流はあまりない。同じものに興味があるコミュニティに入りたいが、タイミング悪くコロナなので入れない。もちろん友達も作れない。
- ・日本人の知り合いはいるが、英語での会話になるので日本語を使う機会が少ない。

#### (8) 困りごとについて

- ・国の身分証明書の期限が切れてしまったけれど、コロナの影響で帰れず手続きができない。
- ・日本文化（会社での役職の関係など）がうまく理解できない。
- ・日本人の言葉はあまりストレートではないので、曖昧な言葉が理解できない。
- ・コロナの時に仕事がなくなり、生活に困った。今はコロナの関係の仕事についているため、コロナがなくなると仕事もなくなる。
- ・ワクチン接種を受けていない人に対する差別のようなものが結構あり、逆に接種を受けてコロナを気にしている人が、出社を強要させられることも起こっている。
- ・英語しかわからず、区役所へ行った際に通訳をしてくれることもあるが、人によっては「ここではない。」とだけ言われ、その先の案内がないので、どうすればよいかわからない。
- ・コロナの関係で、咳が出たときにどう判断すればよいのか、どこへ行けばよいかわからなかった。そのあたりの情報が欲しかった。
- ・区で英語対応可能な病院のリストをもらったが、実際に行くと英語の対応がなく大変だった。
- ・家を借りるときに外国人は断られるケースが多い。また保証人のルールが厳しい。特に学生に

対してはもっと厳しい。

- ・在留カードの手続きが難しい。不備があればまた行かなければならず、長時間待つし英語がで  
きる人もいない。一度母国に帰るよう言われたこともあった。
- ・言葉の壁がありなかなか理解できないこともあるが、特に問題はない。

#### (9) 困りごとの相談先

- ・区役所の外国人相談
- ・家族（妻、夫、子、義理の母、父等）
- ・問題があるときに相談できるホットライン（we chat, LINE グループ等）があると良い。

#### (10) 世田谷区に住む理由

- ・配偶者の仕事の関係
- ・緑が多く、図書館も多い。公園も広いし、住みやすい。
- ・大きな駅に近く便利。環境が良い。
- ・職場からの距離が近い。

#### (11) 世田谷区のイメージ・住みやすさ

- ・穏やかな雰囲気で住みやすい。
- ・お金持ち、物価が高い、芸能人が住んでいる。
- ・広く、雰囲気も他区と少し違う感じで落ち着いている。
- ・つまらない郊外だと思っていたが、実際に住んでみて便利な生活ができるところだと思う。
- ・面積が広く、買い物をするところも、田舎のところも少しあり雰囲気が良い。
- ・都心へのアクセスが良く、川や素敵な公園もあり静か。

#### (12) 世田谷区の良いところ、悪いところや改善点

- ・仕事が少ない。
- ・空き家の数が日本一と聞いたことがある。地方へ行くと対策をとっている所もあるので、区も  
少し考えてもらいたい。
- ・たくさんの公園とかがあって、子どもたちがたくさん遊べるとか、川でもジョギングとか散歩  
できる、そういった自然を守っていることは良い。
- ・住んでいる地域でコミュニティを作って何かそういうことができれば良い。
- ・住民の皆さんが親切で、コミュニケーションしやすい。
- ・区の職員の方も協力的で支援も手厚い。
- ・初めて海外から区へ来た時の住居サポートがあれば良い。
- ・外国人同士、日本人も含めて情報交換や交流をしたり、ネットワークを作れるようなイベント  
があると良い。

### (13) 世田谷区に期待すること、要望

- ・ほぼ基本的に人との接点がなく、交流の場が持てない。住んでいる周辺にある区の実組みや団体等がわかると、もっと交流ができる。
- ・経済的に役に立つ情報、例えば税金や、申請すると補助金がもらえるような、そういう関係の情報を区から発信していただけるとすごく助かる。
- ・放課後に子どもを預かってもらえる場所を増やしてほしい。あとは仕事に早く復帰できるよう、育児サポートとして保育園を増やすとか。
- ・日本に来たばかりの人への情報サポートやアドバイスをもらえると安心できる。
- ・外国人に対応できる不動産屋さんを教えてほしい。

### (14) 世田谷区役所について

- ・窓口で時間がかかる場合、再度来庁が必要な場合、後日送付の場合などがかなり多いのが、区だけではなく日本の特徴。丁寧。
- ・区役所が主要な駅から遠すぎる。
- ・もう少し英語のできる職員がいれば助かる。

### (15) 仕事について（就職活動、アルバイト）

- ・ネットで探した。
- ・仕事は友人の紹介で見つけた。
- ・仕事は外国人専門の就活センターに入って助けていただいた。
- ・これまで働いていたところの知り合いの紹介で転職した。
- ・通っている大学から依頼があったときにアルバイトをしている。
- ・世田谷区に仕事はなかった。あってもパートタイムの仕事のみ。もっと働きたいので、区外で働いている。
- ・他のところと比べると外国人の働いている方が少ないので、外国人が仕事をしやすい環境になったら嬉しい。
- ・外国人のためのハローワークはあるが、英語ができない。
- ・仕事で、そもそも外国人向けのポジションが少ない。

### (16) 住居について

- ・アパートはネットで探した。近隣にもう一棟あるが、外国人が集まっている。安いからなのか。
- ・住むところは仕事をしている不動産屋さんで探した。
- ・昔は保証人が必要で結構苦労したこともあった。保証会社があったおかげで助かった。

### (17) 町内会について

- ・町内会には入っているが、火の用心とか回覧みたいな話し合いだけで、実際に何か活動しているということはしていない。

### (18) 多文化共生について

- ・地域のルールも、住む人たちがより住みやすく変えることもある。ただ元々いる方にとって、慣れているものを変えていくのはなかなか難しいこと。であれば、実は変えていくというよりは、より良く、楽しくという風を感じられるような方向であればいいかなと思う。
- ・多くの外国人労働者が日本に来ている中で、まだまだ日本人と外国人の間には壁がある。移民という考え方を導入し、その壁を少し低くして、多様性ある日本の社会に向けてどう一緒に改善できるか、そういう立場から始めるべき。

### (19) 日本のルールについて

- ・日本のルールはすごく細かい。良い文化。
- ・難しくない。文化が分かれば問題ない。日本のルールはすごく好き。
- ・ごみ捨てのルールは自治体ごとに違うので戸惑った。イメージやアプリで伝えてくれるとわかりやすい。

### (20) 子育てや教育について

- ・一年生からではなく途中から入る子どもにとっては、日本語が全然わからない。塾もあるが、お金もかかる。もう少し帰国子女やその親へのサポートができる仕組みがあったほうが良い。また、受験もあり、学校での勉強だけでは足りずで塾に通わせないといけない、というのが信じられない。

### (21) 偏見・差別について

- ・仕事を探す時に、ヒジャブをしていたら断られるとか、SNSにそういう投稿がされていた。
- ・差別を受けたことはない。逆に優しくされすぎる時がある。それも良いことではない。特別扱いとかがあってどこか入り込めないところがある。私はもう少し普通の人間として見てもらいたい。
- ・日本人の妻と一緒に何か注文する際に、私は日本語で話しているが、ウェイターさんは無視して私の妻に質問するようなことがある。別に文句ではないが、外国人に慣れてない。
- ・買い物をしようとして、あまり上手に言葉に出せなかった時に、何を喋っているかわからないから何も売るのがない、と言われて悔しい思いをしたことがある。
- ・飲食店でのアルバイトでお客さんに料理を持って行った際に、大人は何も言わないが、子どもは素直で「言っている言葉がわからない。」「あなたは何人なの、外国人？」みたいなこと言われた。言っていることは本当のことだけれども、受け入れられてないような感じがした。
- ・喋って日本人じゃないとわかった時に、何か言おうと思ったらすぐに「あなたの日本語は正しくないからもうしゃべるな。」という感じで言葉をカットされた経験がある。
- ・社会人になると、例えば日本と母国の関係が悪かった時期は、周囲は大人だから何も言わないけれど、少し肩身狭く感じたり、そういう雰囲気を感じて不安があった。
- ・日本人はたまに冷たい。仕事でお客さんに挨拶をした時に、お客さんが日本人だったのに英語で挨拶してしまったら、「日本語でしゃべりなさいよ」と怒られた。優しい人もいるけれど、時々

日本人は難しい。ちゃんと教えてくれたら。もっと思いやりを持ってほしい。

- ・バスに乗っていた時に、「あなたは自分の国に帰れ、バスを降りてよ。」と言われた。私は驚いて、凄く恥ずかしくてそのバスを降りた。外国人が嫌いな日本人もいるから、今も気をつけて、日本人と友達になれるよう頑張っている。
- ・アルバイトで、外国の名前を名乗っただけで「外国人はいらない。日本人じゃないと雇えない。」と断られることもたくさんあった。今は通称名ですべて動いている。
- ・家を買う・借りる時に、外人の偏見・差別がある。条件に合わせれば家賃とか礼金は平等に取り扱うべきという風に私は思う。
- ・部屋探して、外国人はだめという物件がまず多かった。白人は良いが、東アジアの人がだめというのも1件だけあった。
- ・他の国の友達と食事した時に「その国の人は日本から出ていけ」と言われたことがある。
- ・電車内で座ったら隣の人が立つ、というのが時々ある。
- ・仕事上結構あって、お客さんが名前を見て外国人とわかったら、「日本人スタッフで対応してください」とか、「外国人は無理です」とか言われた。また、私と相手が話したことにずれがあった時には、相手から、「外国人だから日本語わかんないんでしょ、上司に代わって。」と、そういうこともよくあった。言ってもらえれば、もう慣れているので対応できるが、逆に言わない人は、仕事が効率的にうまくできるか不安になる。そう思っているのは（言わなくても）こちらにも伝わってくるので。
- ・配達の仕事をしていた時に、この人は店舗に来ないでほしい、うるさいと言われた。私が一番静かだったのに。
- ・日本人は静か、心の中だけで本人にはあまり言わないが、日本人しかいない別の場で差別をする。だから、例えば中国人の人が来たら、私の日本人の友達とは仲良くなれない。日本に多く住んでいる国籍の外国人に対して、差別・偏見がある。
- ・日本語が上達しても、国籍をもらったとしても、ずっと外国人として扱われる。温泉に入れてもらえないこともあった。それは世田谷の話ではなく、日本の話。
- ・レストランだと、日本語で注文したのに英語で返されることがある。
- ・知り合いは、彼らは毎日カレーを作るから、部屋の壁ににおいがつかないようにという理由で引っ越し先探しに苦労している。国による違いがある。でもこれは日本だけの問題ではなく、どこも同じで、日本は教育を受けている分、多分他の国よりはいいんじゃないかと思う。
- ・外国人でもちゃんとやさしくすれば、向こうもやさしくしてくれる。外国人だということが問題ではなく、気持ちが問題だと思う。それと、自分の国じゃないから、ちゃんとルールを守る、それも必要。この国の細かいルールを、学んで、その上で生活できれば、みんなにとって良い国になると思う。
- ・いろんな人の価値があって、それこそ社会だと思う。差別された側がどううまく対応するのか、それも一つ課題で、サービスを受けた時に、こういうふうに対応すべきというような教育を受ける機会があれば、うまく差別する側と生活することができるんじゃないかと考えている。

令和4年11月14日  
生活文化政策部  
文化・国際課

「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」及び  
「ヒアリング調査」の集計結果（速報値）について

1 主 旨

区では、「全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく」多文化共生社会の構築に向け、平成31年3月に「世田谷区多文化共生プラン」（以下、「プラン」という。）を策定した。

プランは、令和5年度末をもって終了することから、プランの改定に向け、区内在住の外国人の標準的な生活状況ならびに、区に対しての満足度及びニーズを事前に把握するため、本年6月に「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」（以下、「実態調査」という。）を、本年8月に「ヒアリング調査」を以下のとおり実施したので報告する。

2 「実態調査」概要

(1) 調査対象

令和4年4月1日現在、区内に在住する18歳以上の外国籍区民2,000人  
（層化二段階無作為抽出）

(2) 調査期間

令和4年6月7日～6月28日

(3) 調査方法

調査用紙郵送配付の上、郵送回収（返信用封筒同封）またはWeb回答

(4) 調査票多言語翻訳対応

①調査票（紙）言語（5言語）

日本語、英語、中国語（簡体字及び繁体字）、ハングル

②調査票（データ）言語（調査票（紙）の二次元コードからアクセス可能、12言語）

日本語、英語、中国語（簡体字及び繁体字）、ハングル、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語

3 「実態調査」調査項目

(1) 回答者の属性について（8問）

性別、年齢、国籍・地域、職業、在留資格、在住期間、家族など

(2) ことばについて（8問（枝番含む））

日本語能力、日本語の勉強方法や場所、参加したい日本語教室の形態など

(3) 日常生活について（21問（枝番含む））

住宅、医療、出産・子育て、教育、就労、災害、新型コロナ、困りごと、偏見や差別に関する事など

(4) 行政サービスについて（5問）

区の国際施策の認知度、行政サービスについてのニーズなど

(5) 交流活動について（6問（枝番含む））

交流活動についての意識、属するコミュニティ、自治会や町会の認知度など

(6) その他

自由記述

#### 4 「実態調査」回収結果

	全体	男性	女性	その他	性別未記入
調査数	2,000	1,005	995	-	-
未着数	35	-	-	-	-
有効回収数	199	90	106	-	3
回収率 (%)	10.1	9.0	10.7	-	-

※令和元年度に実施した「実態調査」の回収率は18.9%であったため、8.8%減少した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、留学生の回収数が減少したことが一因と考えられる。

#### 5 「実態調査」集計結果（速報値）

詳細は別添のとおり

以下、プランの基本方針1～3に分けて抜粋

##### 基本方針1 「地域社会における活躍の推進」

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります。

- ・地域のイベント、文化交流について「積極的にしたい」と「機会があればしたい」を合わせると6割以上が活動したいと回答している。[p.35～36 参照]

##### 基本方針2 「誰もが安心して暮らせるまちの実現」

言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語（やさしい日本語を含む）での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。

- ・世田谷区の住みやすさについて、「やや住みやすい」を含めると、98.4%が「住みやすい」と回答している。[p.13 参照]
- ・日本語のレベルについて、「できる」「だいたいできる」と答えた人の割合は、「話す」「聞く」が8割超であったのに対し、「読む」「書く」は7割前後であった。[p.10 参照]
- ・参加してみたい日本語教室について、「自分の家や職場に近い」、「中級・上級者向け」、「オンラインで利用できる」の順に回答割合が高い。[p.13 参照]
- ・災害に備えて世田谷区に望む対策について、「SNS やインターネットを通じた情報発信」、「避難場所の多言語での案内」、「発災時の多言語による放送や誘導」の順に回答割合が高い。[p.27 参照]
- ・世田谷区に期待する取組みについて、「生活情報や行政情報の発信方法（SNS・インターネットなど）を充実させる」、「日本語学習を支援する」の順に回答割合が高い。[p.29 参照]

##### 基本方針3 「多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

- ・日本人から偏見や差別を感じたことがあるかとの問いについて、「よくある」「ときどきある」と答えた人の割合の合計は45.9%であった。[p.18 参照]

## 6 「ヒアリング調査」概要

- (1) 目的 「実態調査」の内容を掘り下げるなど、調査票では聞くことができなかった項目についてヒアリングすることで、定量的な調査では見えなかった部分・情報が不足していた部分について補完するため。
- (2) 調査対象 令和4年4月1日現在、世田谷区内に在住する18歳以上の外国籍区民
- (3) 標本数 20人～30人程度（各回10人まで）
- (4) 標本抽出方法 「実態調査」調査票送付時に、「ヒアリング調査参加希望票」を同封。参加を希望する方のみ、調査票と併せて「ヒアリング調査参加希望票」を返送していただく。
- (5) 調査方法 対面での個別インタビュー（1人あたり最大60分（通訳時間含む））
- (6) 調査日時  
1回目 令和4年8月20日（土）午前10時～午後4時  
2回目 令和4年8月21日（日）午前10時～午後4時  
3回目 令和4年8月27日（土）午前10時～午後4時
- (7) 会場  
1回目 太子堂区民センター（世田谷区太子堂1-14-20）  
2回目 砧総合支所（世田谷区成城6-2-1）  
3回目 等々力地区会館（世田谷区等々力3-25-16）
- (8) 調査項目 （参加者の「実態調査」の回答で特徴的な項目や、プランの重点施策として位置づけている内容と関連が深い項目を中心に質問する）

## 7 「ヒアリング調査」結果（速報）

- (1) 参加者数  
1回目 7名（うち、要通訳1名）  
2回目 9名（うち、要通訳5名）  
3回目 5名（うち、要通訳2名）  
合計 21名

### (2) 回答 以下抜粋

#### 【日本語学習について】

- ・完璧な文法ではなく、どのように日本語をツールとして使えるかを、実際に会話で練習するのが有効だと思う。
- ・仕事ではパソコンを使用するため、日本語を書く機会がなかなかなく、書くことに自信がない。
- ・仕事が忙しく、日本語を勉強する時間が取れない。

#### 【情報収集・情報発信について】

- ・情報は職場にいる日本人など、知っている人から聞くと安心感がある。それにホームページ、公式サイト情報を検索して、参考にしている。
- ・インターネットで検索しているが、出てくる情報が日本語なのでわからない。多言語化は必要。
- ・ホームページでも、メールや郵便の発信でも、目を引くようなタイトルにするなど、興味をもって開けてもらえるよう工夫することが大切。
- ・携帯電話がなければ、駅にあるパンフレットや区のおしらせ、街の掲示板から情報を得ている。多言語であればありがたいが、実際に全ての多言語化は難しいと思う。
- ・コロナの際、区役所のホームページが分かりやすく書いてあった。
- ・今は携帯電話で情報を得るのが普通だが、私はチラシをもらっている。わかりやすいし、日本語の勉強にもなる。



### 【やさしい日本語・多言語表記について】

- ・日本語の文章はどこで切れているのかがわかりづらいので、区切りがあると読みやすい。
- ・日本語に詳しくない人には、難しい言葉にふりがなが付いていてもわからない。日本語の横に多言語で説明が付いていたほうが良い。
- ・中国語圏では、漢字には違和感がなく、平仮名だけでは読みづらい。逆に中国語圏以外では漢字が難しいため、区別してほしいと思う。
- ・区役所の文書は明朝体のフォントで作っているものが多いが、外国人には読みづらい。文字のフォントはゴシック体やメイリオの方が読みやすい。
- ・外国人の中で、地図を見る際に、母国のアプリケーションを使用して場所を探す場合がある。チラシ等の地図に日本語しか載っていないと、チラシの地図情報とアプリの情報がつながらないこともあるので、少なくとも英語表記はあったほうが探しやすくなると思う。
- ・街を歩いていると、以前と比べると英語の看板が多くなり、最近届いた外国人向けの案内封筒には、日本語に英語やフリガナが付いている。英語自体の質も良くなってきている。そういう心遣いは感じている。

### 【イベント・交流活動について】

- ・日本と他国が互いに交流しながら文化を紹介・勉強できるようなイベントであれば参加してみたい。
- ・オンラインが多いので、もう人が集まらず関心も減ってきている。対面開催の方が効果はある。
- ・イベントに参加した人たちのコミュニティができ、やり取り情報を残せるなどでできればよい。

### 【困りごとについて】

- ・コロナの時に仕事がなくなり、生活が困った。今はコロナの関係の仕事についているため、コロナがなくなると仕事もなくなる。
- ・英語しかわからず、区役所へ行った際に通訳をしてもらえることもあるが、人により「ここではない。」とだけ言われ案内がないので、どうすればよいかわからなかった経験がある。

### 【偏見・差別について】

- ・ワクチン接種を受けていない人に対する差別のようなものが結構あり、逆に接種を受けてコロナへの感染を気にしている人が、出社を強要させられることもあった。
- ・電車内で座ったら隣の人が立つ、というのが時々ある。
- ・工作中、お客さんが名前を見て外国人とわかったら、「日本人スタッフで対応してください」とか、「外国人は無理です」とか言われた。

## 8 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月下旬～12月上旬 調査報告書完成

令和5年2月 外国人との意見交換会

(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン策定にあたっての論点整理表【基本方針1】

## 1 現行プランの記載内容

基本方針	
1 地域社会における活躍の推進 外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります。	
施策	
(1) 多文化共生の地域交流促進 地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。	
(2) 地域活動への参加促進 外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。	
(3) 外国人の区政参画推進 外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。	

## 2 現状分析

### (1) 各種調査結果

<p>①「区民意識調査2018」 外国人の地域活動への参加が進んでいると思う割合 12・1%</p> <p>②「外国人区民の意識・実態調査」 交流活動の経験と活動意欲の乖離</p> <p>調査結果から見えること・・・活動機会の不足もしくは活動機会の周知不足</p>
--

### (2) 地域における多文化共生推進プラン（総務省）の「地域における多文化共生を推進するための具体的な施策」と、現行プランを中心とした区の実施の比較【参考】

#### ①地域における多文化共生推進プラン施策のうち、現行プランに記載のある項目

#### ②現行プランに記載のない項目

<p>(2) 生活支援 ⑥住宅確保のための支援 エ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進 【町会・自治会など活動団体に対する理解促進】</p> <p>(3) 意識啓発と社会参画支援 ①多文化共生の意識啓発・醸成 ウ. 多文化共生の場づくり 【トライアングルフェスタの実施、三茶de大道芸の実施、せたがや国際メッセの実施、国際交流ラウンジの実施、English Tableの実施】 エ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催 【せたがや国際メッセの実施、国際交流ラウンジの実施】</p> <p>②外国人住民の社会参画支援 イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入 【各会議体等における外国人の参画促進、区民意識調査の実施、外国人との意見交換会の実施、外国人アンケートの実施】 ウ. 外国人住民の地域社会への参画促進 【町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進、「おたがいさまBANK」への登録促進】</p> <p>(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応 ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応 イ. 地域活性化の推進 【町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進、「おたがいさまBANK」への登録促進】 ウ. グローバル化への対応 【各会議体等における外国人の参画促進、区民意識調査の実施、外国人との意見交換会の実施、外国人アンケートの実施】</p>	<p>(3) 意識啓発と社会参画支援 ②外国人住民の社会参画支援 ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援 エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰</p> <p>(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応 ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応 ア. 優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集</p>
---	---

## 3 施策の論点整理

施策のポイント
<p>(1) ①地域住民との相互理解を深める交流事業の開催 ②外国人が地域で活躍できる場づくり</p> <p>(2) 地域コミュニティ・ボランティア活動への参加促進</p> <p>(3) 区政への参画促進→意見を反映できる仕組みづくり</p>

現行プランの評価	
継続・強化すべき点	次期プラン策定に向けた論点
<p>・外国人も含め、誰もが参加しやすくなる事業開催の工夫（周知の強化・言葉や文化への配慮）</p> <p>・交流機会・区政参画機会のさらなる拡充</p>	<p>・地域交流のあり方（きっかけづくりか、継続的支援か）</p> <p>・外国人住民のネットワーク、自助組織等の把握</p> <p>・外国人ボランティア活動機会の創出</p> <p>・地域社会における外国人の活躍について、日本人側の意識が不透明</p>

## (仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン策定にあたっての論点整理表【基本方針2】

### 1 現行プランの記載内容

基本方針	2 誰もが安心して暮らせるまちの実現 言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語（やさしい日本語を含む）での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。
施策	(1) 外国人への日本語支援 外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。
	(2) 行政情報の多言語化等の推進 外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。
	(3) 生活基盤の充実 外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。
	(4) 災害等に対する備えの充実 平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。
	(5) ICT を活用した環境整備 情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段としてICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

### 2 現状分析

#### (1) 各種調査結果

「外国人区民の意識・実態調査」  
 ・日本語を勉強したいと答えた割合が45.1%→区内外国人約23,000人に対し、10,373人が勉強意欲を持っている。  
 ・参加したい日本語教室の回答から、利便性の良い・中級以上の難易度の日本語教室が求められている。  
 ・区に望む災害対策、期待する取組み、いずれも情報発信についてのニーズが高い。

#### (2) 地域における多文化共生推進プラン（総務省）の「地域における多文化共生を推進するための具体的な施策」と、現行プランを中心とした区の取組みの比較【参考】

##### ①地域における多文化共生推進プラン施策のうち、現行プランに記載のある項目

(1) コミュニケーション支援  
 ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備  
 ア. 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供  
 【各種行政冊子・チラシ等の多言語化、公共施設名の多言語化、区広報版の多言語化、街区表示板、街区案内図の多言語化、施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場）の多言語化、館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール、千歳温水プール）の実施、喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化、公園施設利用案内の多言語化、区道案内標識、区道通称名板の多言語化、外国人相談窓口の運営、「ライフ・イン・セタガヤ（外国語版生活便利帳）の配付」、国際化推進事業協力員制度の活用、医療に関する情報提供、デジタルブック（カタログポケット）による情報発信、ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営、外国人向けページの充実、外国人向けSNS「Pick up Setagaya」による情報発信、タブレット端末等の活用促進、まち歩きアプリ「世田谷ぶらっと」による情報発信、観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信、世田谷デジタルミュージアムによる情報発信】  
 イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置  
 【外国人相談窓口の運営、（仮称）多文化情報コーナーの整備・運営】

②日本語教育の推進  
 ア. 日本語教育の推進  
 【外国人向け日本語教室の拡充、せたがや日本語サポーター講座の実施】

(2) 生活支援  
 ①教育機会の確保  
 エ. 日本語の学習支援  
 【外国人児童・生徒に対する日本語児童等補助員の派遣】

②適正な労働環境の確保  
 ア. 就業支援  
 【労働に関する情報提供、外国人介護人材の受入支援】

##### ②現行プランに記載のない項目

(1) コミュニケーション支援  
 ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備  
 ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供  
 エ. 地域の外国人住民を相談員等とする取組

②日本語教育の推進  
 イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

③生活オリエンテーションの実施  
 ア. 生活オリエンテーションの実施  
 イ. 日本社会に関する情報の提供

(2) 生活支援  
 ①教育機会の確保  
 ア. 就学状況の把握  
 【（プラン掲載外）就学状況調査】  
 イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内  
 【（プラン掲載外）学務課HPでの多言語による情報提供】  
 カ. 不就学の子供への対応  
 ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進  
 【（プラン掲載外）第2次世田谷区教育ビジョンへの入れ込み】  
 サ. 学齢を超過した外国人への配慮  
 【（プラン掲載外）夜間中学の設置】

②適正な労働環境の確保  
 イ. 就業環境の整備促進  
 ウ. 起業支援

③災害時の支援体制の整備  
 イ. 多言語支援のための応援体制の整備  
 ウ. 外国人住民の所在把握  
 キ. 避難所における外国人被災者の感染症対策

④医療・保健サービスの提供  
 ア. 医療機関における多言語対応  
 イ. 医療機関における文書等の多言語化

⑥住宅確保のための支援  
 ウ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施  
 オ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応  
 ②留学生の地域における就職促進  
 ア. 留学生の地域における就職促進  
 イ. 留学生に対する生活支援等  
 【（プラン掲載外）せたがや国際交流センター）にほんご交流会の実施】

- ③災害時の支援体制の整備
- ア. 外国人に関する防災対策の推進  
【外国人向け防災教室の実施、外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し、「災害時区民行動マニュアル」(マップ版)多言語版の配付、広域避難場所標識の多言語化、「外国人支援担当」非常配備態勢の指定】
- エ. 自主防災組織等への外国人住民の参画促進  
【外国人向け防災教室の実施、】
- オ. 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用  
【「災害時区民行動マニュアル」(マップ版)多言語版の配付、広域避難場所標識の多言語化】
- カ. 外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備  
【「外国人支援担当」非常配備態勢の指定】
- ④医療・保健サービスの提供
- ウ. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供  
【医療に関する情報提供】
- エ. 健康診断や健康相談における対応  
【タブレット端末等の活用促進】
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ア. サービスの利用促進  
【「ライフ・イン・セタガヤ(外国語版生活便利帳)」の配付】
- イ. サービス提供時の多言語による支援  
【タブレット端末等の活用促進】
- ⑥住宅確保のための支援
- ア. 外国人住民に対する公営住宅の供給  
【不動産団体等への情報提供、(プラン掲載外)区営住宅の運営】
- イ. 外国人住民に対する居住支援の推進  
【居住支援協議会における入居支援策の検討】
- エ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進  
【町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進】
- ⑦感染症流行時における対応
- ア. 感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応  
【外国人向けページの充実】
- イ. 感染症対策における外国人の人権への配慮  
【外国人向けページの充実】

### 3 施策の論点整理

#### 施策のポイント

- (1) 日本語の学習機会の拡充、必要に応じた日本語支援
- (2) 生活・行政情報やサインの多言語化(やさしい日本語含む)
- (3) 情報入手・相談のための窓口、生活基盤の充実
- (4) 平常時における防災訓練実施及び防災情報発信、災害時の体制整備
- (5) 外国人も利用しやすいICTの利活用、環境整備

#### 現行プランの評価

##### 継続・強化すべき点

- ・日本語学習機会、学習方法(オンラインの活用等)の拡充
- ・タブレット端末等を通じた多言語対応の拡充
- ・外国人向けの情報発信の拡充

##### 次期プラン策定に向けた論点

- ・区としての日本語教育のあり方、推進方針検討
- ・中級、上級者を含めた日本語実践機会の提供(せたがや国際交流センターとの連携)
- ・区では十分にアプローチできない分野の取扱い(就労支援)

## (仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン策定にあたっての論点整理表【基本方針 3】

## 1 現行プランの記載内容

基本方針	
3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消 誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。	
施策	
(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成 多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。	
(2) 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進 幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成させるため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。	
(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援 多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。	
(4) 不当な差別的取扱いへの対応 多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。	

## 2 現状分析

## (1) 各種調査結果

「外国人区民の意識・実態調査」 ・偏見・差別を感じたことについて、よくある・ときどきある・ほとんどないの合算が73.5%→4人に3人は何かしらの偏見・差別を感じた経験がある ・住居を探すとき46.6%、電車やバスに乗っているとき27.5%、仕事を探したり、働いているとき22.1%→電車やバスに乗っているときの割合が、前回調査に比べて増加。
--

## (2) 地域における多文化共生推進プラン（総務省）の「地域における多文化共生を推進するための具体的な施策」と、現行プランを中心とした区の実施の比較【参考】

①地域における多文化共生推進プラン施策のうち、現行プランに記載のある項目

②現行プランに記載のない項目

<p>(2) 生活支援 ⑦感染症流行時における対応 イ. 感染症対策における外国人の人権への配慮 【外国人向けページの充実】</p> <p>(3) 意識啓発と社会参画支援 ①多文化共生の意識啓発・醸成 ア. 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発 【キネコ国際映画祭の実施、トライアングルフェスタの実施、三茶de大道芸の実施、せたがや国際メッセの実施、国際交流ラウンジの実施、English Tableの実施、せたがやの魅力再発見ツアーの実施、人権啓発イベントの実施、アメリカ選手団と区民との交流事業の実施、ホストタウン交流イベントの実施、世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録周知、区民向け多文化共生講座の実施、せたがや多文化ボランティア講座の実施、職員向け人権研修の実施】 イ. 不当な差別的言動の解消 【男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情や意見の申立て、相談等への対応】</p>	<p>(2) 生活支援 ①教育機会の確保 ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進 【（プラン掲載外）第2次世田谷区教育ビジョンへの掲載】</p>
--	---

## 3 施策の論点整理

施策のポイント
<p>(1) イベント等を通じた日本人・外国人の文化についての相互理解→多文化共生の意識づくり (2) 幼少期における外国語に触れる機会の拡充、学校教育における国際理解教育の推進 (3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援、認知度向上 (4) 多文化共生に関連した差別等に対する苦情申立て、相談等への対応</p>

## 現行プランの評価

継続・強化すべき点	次期プラン策定に向けた論点
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人も含め、誰もが参加しやすくなる事業開催の工夫（周知の強化・言葉や文化への配慮）【基本方針1と同様】</li> <li>交流機会・区政参画機会のさらなる拡充【基本方針1と同様】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域交流のあり方（きっかけづくりか、継続的支援か）【基本方針1と同様】</li> <li>多文化共生について、日本人側の意識が不透明</li> </ul>

## 4 参考 (基本方針1)

種別	名称	記載内容
計画	地域における多文化共生推進プラン (総務省)	<p>P4～6 1. 改訂の背景</p> <p>(2) 社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題</p> <p>③意識啓発と社会参画支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要である。</li> <li>・身分に基づく在留資格を持つ者や留学生といった中長期的な在留展望を持つ外国人住民が増えていること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、地域社会において、外国人住民がその担い手となる取組を推進することが必要である。</li> </ul> <p>④地域活性化の推進やグローバル化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の活性化を通じて、持続可能な地域づくりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ることが必要である。</li> <li>・急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ることが必要である。</li> </ul> <p>P7～ 3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策</p> <p>(2) 生活支援</p> <p>⑥住宅確保のための支援</p> <p>エ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進</p> <p>平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO等、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を受け入れていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに外国人住民と自治会等が連絡を取ることができる仕組みづくりを推進する。</p> <p>(3) 意識啓発と社会参画支援</p> <p>①多文化共生の意識啓発・醸成</p> <p>ウ. 多文化共生の場づくり</p> <p>地域において、学校、図書館、公民館等の施設も活用し、NPO等と連携しながら、外国人の人権尊重の啓発や地域に多く居住する外国人住民の言語を学ぶ機会を提供する等、地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進する。</p> <p>エ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催</p> <p>外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を設ける。</p>



計画	地域における多文化共生推進プラン (総務省)	<p>②外国人住民の社会参画支援</p> <p>ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援 外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織を支援する。 災害時の支援等、外国人住民が支援者となることにより、支援を受ける外国人住民に対して、よりきめ細かなサービスの提供が可能となることを踏まえて、担い手となる外国人住民の育成を図り、その協力を得る。</p> <p>イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入 審議会や委員会等の会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築する。</p> <p>ウ. 外国人住民の地域社会への参画促進 地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備するとともに、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTA等）への参画を促進する。その際、特に外国人である配偶者や子育て世帯等の地域社会とのつながりの形成に配慮する。</p> <p>エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰 外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいる。そのような活動を評価し、周知することにより、地域社会の理解や外国人住民の活躍を促進するため、表彰を実施する。</p> <p>(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応</p> <p>①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応</p> <p>ア. 優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集 外国人住民が、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例やスキルやノウハウを有する外国人住民の人材について、発掘や情報収集に努める。</p> <p>イ. 地域活性化の推進 人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を推進する。</p> <p>ウ. グローバル化への対応 急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図る。</p>
計画	世田谷区基本計画	-

計画	世田谷区未来つながるプラン	<p>施策16 多様性の尊重</p> <p>【目指す姿】 SDGsの考え方に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現とともに、東京2020大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現に向け、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業】 16-3 多文化共生の推進 外国人等の地域社会における活躍の推進、誰もが安心して暮らせるまちの実現、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消に取り組めます。</p> <p>2 将来人口推計 (3) 将来人口推計から見える課題・展望 外国人人口については、参考として今回お示ししています。コロナ禍の影響による一時的な減少を見込んでも、前回推計を超える増加傾向となる見込みです。また、労働人口の長期的減少が予想されるなか、外国人労働力への需要の高まりも想定されます。外国人人口の動向を見据え、外国人への生活支援や教育支援などの多文化共生施策のさらなる推進が求められます。</p>
----	---------------	---



計画	世田谷区第二次男女共同参画プラン 後期計画	-
計画	世田谷区第3期文化・芸術振興計画	<p>第2章 文化・芸術を取り巻く状況  (4) 第3期計画の取組み状況  <b>施策目標5</b> 文化資源を次代へ継承し、文化・芸術の力を活かし・つなぐ  地域や民間施設、NPO法人と連携を図りながら、世田谷の文化資源や文化・芸術を活かしたまちの魅力づくりを進めていくとともに、海外との姉妹都市交流や東京2020大会、アメリカ合衆国ホストタウン・共生社会ホストタウンへの登録を契機とした様々な国との文化交流を進めていきます。</p> <p><b>【施策の方向】</b>  ・多文化共生と国際交流の推進</p> <p><b>【取組み内容】</b>  ・せたがや文化財団国際事業部と連携して「せたがや国際メッセ」を開催するなど、多文化共生の意識啓発や区民の国際交流の機会拡充を推進した。</p>
計画	世田谷区第3期文化・芸術振興計画	<p><b>【取組み内容】</b>  外国人への支援や交流事業等の推進</p> <p><b>【取組み例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3つの姉妹都市との更なる交流を促進するとともに、新たな交流について検討していきます。【生活文化政策部】</li> <li>多くの人に多文化共生、国際交流について考えてもらえるよう、関係機関と連携しながら、様々なテーマの講座に取り組んでいきます。【せたがや文化財団】</li> <li>多文化共生の基礎知識から外国人の文化、教育等、様々な分野の講義を行い、多文化共生にかかわるボランティアの養成を行います。せたがや文化財団】</li> <li>せたがや文化財団国際事業部と連携して実施する交流事業「せたがや国際メッセ」を開催し、国際交流の機会や多文化共生の意識啓発・周知を強化し、参加しやすい環境づくりを進めます。【生活文化政策部】</li> <li>庁内において多言語化を促すとともに、「やさしい日本語」を活用した外国人にもわかりやすいホームページの作成に取り組みます。【生活文化政策部】</li> </ol>
計画	世田谷区地域保健医療福祉総合計画	-
計画	第2次世田谷区教育ビジョン	-
法律・方針	「日本語教育の推進に関する法律」	-
	「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」	-

調査結果	「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活での困りごと「日本人との交流が少ない」21・6%（特にないを除き2番目に多い）</li> <li>・交流活動の有無（8項目） したことがある いずれも3割以下（最大「母語や日本語を教える活動」25.4%、最小「防犯活動」2.2%） 積極的にしたい 最大「文化交流」「外国人支援活動」18.3%、次いで「地域のイベント」18.0%</li> <li>・行政からほしい情報 地域でのイベントやおまつり 20.2%</li> <li>・自治会・町会の加入状況 入っている16.1%、入っていない50.0%、自治会・町会を知らない25.5%、 入りたいが入り方がわからない4.7%</li> <li>・団体への参加状況 特に団体に参加していない73.5%</li> <li>・地域活動時に必要なサポート 地域活動の情報を提供してほしい 54.1%</li> </ul>
調査結果	「ヒアリング調査」	<p>【参加したいイベントについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本と他国が互いに交流しながら文化を紹介・勉強できるようなイベント</li> <li>・日本の文化について、やさしい日本語や英語で紹介できるイベント</li> <li>・地方の文化が英語で学べるイベント</li> <li>・日本人や日本人と交流したい外国人の方も参加して交流ができる語学の交流会のようなもの</li> </ul> <p>【交流活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントに参加した人たちのコミュニティができ、やり取り情報を残せるなどできればよい。</li> <li>・例えば言語交換のような内容で、若い人同士で集まるというのもよい。</li> <li>・子どもが小さいときは、幼稚園や小学校のお母さんたちが優しく、言語的にも助けてくれた。子供が大きくなるにつれ、その関係は少しずつなくなっていった。</li> <li>・交流はあまりない。同じものに興味があるコミュニティに入りたいが、タイミング悪くコロナなので入れない。もちろん友達も作れない。</li> <li>・日本人の知り合いはいるが、英語での会話になるので日本語を使う機会が少ない。</li> </ul> <p>【世田谷区の良いところ、悪いところや改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住んでいる地域でコミュニティを作って何かそういうことができれば良い。</li> <li>・外国人同士、日本人も含めて情報交換や交流をしたり、ネットワークを作れるようなイベントがあると良い。</li> </ul> <p>【世田谷区に期待すること、要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ基本的に人との接点がなく、交流の場が持てない。住んでいる周辺にある区の実践や団体等がわかると、もっと交流ができる。</li> </ul>

## 4 参考（基本方針2）

種別	名称	記載内容
計画	地域における多文化共生推進プラン (総務省)	<p>P4～6 1. 改訂の背景  (2) 社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題</p> <p>①コミュニケーション支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民の国籍が多様化する中、地域における外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応が必要である。</li> <li>・多言語翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用し、多言語対応を図ることが必要である。</li> <li>・増加を続ける外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、日本語教育を推進することが必要である。</li> </ul> <p>②生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、外国人の子供の就学促進や教育環境の整備が必要である。</li> <li>・激甚化する気象災害をはじめとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人対応を進めることが必要である。</li> <li>・外国人住民の増加に伴い、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービスについて、多言語対応を図ることが必要である。</li> <li>・新たな在留資格創設に伴う外国人材の受入れ環境を整備するとともに、大都市圏その他特定地域への集中防止策を講じる必要がある。</li> </ul> <p>P7～ 3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策</p> <p>(1) コミュニケーション支援</p> <p>①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備</p> <p>ア. 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供  住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）での情報提供を行う。その際、地域の実情に応じて、対応する言語を検討する。通訳の配置のほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制を整備する。なお、ICTを活用する際も、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、十分配慮する。  多言語による情報の提供に関しては、行政の窓口に加えて、コミュニティ施設や日本語教室等、効果的な情報伝達ルートを確保することとし、SNSも積極的に活用する。</p> <p>イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置  外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、「外国人受入環境整備交付金」（出入国在留管理庁）を活用した一元的相談窓口等、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置する。</p>

- ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供  
通訳を育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPO等や外国人の自助組織等と連携の上、多言語による情報提供を推進する。
- エ. 地域の外国人住民を相談員等とする取組  
外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同様の文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあることを踏まえて、地域の外国人住民を相談員等とする取組を推進する。
- ②日本語教育の推進
  - ア. 日本語教育の推進  
日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。  
地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。  
必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。
  - イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備  
地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁）の活用も検討する。
- ③生活オリエンテーションの実施
  - ア. 生活オリエンテーションの実施  
外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供する。その際、地域の自治会やNPO等との連携を図ることに留意する。
  - イ. 日本社会に関する情報の提供  
生活オリエンテーションの実施後も、継続的に、外国人住民に日本社会に関する情報を提供する。

## (2) 生活支援

## ①教育機会の確保

## ア. 就学状況の把握

学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握する。また、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握する。

## イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他学校制度全般について、多言語での周知やわかりやすい説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する。

外国人の保護者に対し、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内を送付する。就学案内に対して回答が得られない場合は、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めることも検討する。

## ウ. 就学校・受入れ学年等の決定

外国人の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続について説明し、保護者の申立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行う。

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認めること等も検討する。

## エ. 日本語の学習支援

「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」(平成31年3月文部科学省)等を参考に、外国人の子供の日本語能力に応じた指導を進めるとともに、学校管理職や日本語指導担当教員等に対して外国人児童生徒教育の研修を実施する。

日本語による学習の効果を高めるために、学校における「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、加配教員の配置、日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に加えて、ボランティア団体等と連携した学習支援や母語による学習サポート等、放課後等や地域での補習を実施する。

## オ. 地域ぐるみの取組の促進

親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO等、国際交流協会、自治会、企業等も含めた地域ぐるみの取組を促進する。

計画	地域における多文化共生推進プラン (総務省)	<p>カ. 不就学の子供への対応        学校に通っていない又は中途退学した不就学の外国人の子供の実態を把握した上で、外国人の子供が未来への希望を持ち、その能力を地域社会においても最大限発揮できるよう、教育環境の整備を行い、不就学の子供に対する支援等の取組を講じる。その際、地域のNPO等との連携を図ることにも留意する。        学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるよう措置する。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努める。</p> <p>キ. 進路指導・キャリア教育        外国人生徒の高等学校・大学等進学や就職に向けた進路指導・キャリア教育を実施する。        特に、外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要であり、高等学校等への進学を促進する観点から、中学校等において外国人の子供やその保護者に対して早い時期からの進路ガイダンス・進路相談等の実施、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進する。</p> <p>ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進        国籍等の違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことが重要である。外国人の児童生徒を受け入れていない学校も含めて、全ての児童生徒を対象として、多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進する。その際、外国人の人権尊重の視点に配慮する。</p> <p>ケ. 外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い        外国人学校を各種学校又は準学校法人として設置認可の際の校地及び校舎等の自己所有要件等の審査を行うに当たって、地域の実情に応じて、より弾力的な取扱いについて配慮する。</p> <p>コ. 幼児教育制度の周知・多文化対応        保育所等とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子供の幼児教育に取り組む。</p> <p>サ. 学齢を経過した外国人への配慮        外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れを検討する。また、地域の実情に応じて、夜間中学の設置を検討する。夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内する。</p>
----	---------------------------	--

計画	地域における多文化共生推進プラン (総務省)	<p>②適正な労働環境の確保</p> <p>ア. 就業支援 外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワーク等の関係機関と連携して就業支援を行う。 また、特定技能外国人をはじめとする外国人材の円滑かつ適正な受入れを促進するため、関係機関と連携して、地域の実情に応じて、地域の企業に対する制度の周知、地域の企業とのマッチング支援、地域における受入れ環境の整備、地域に就労することのメリットの周知等を実施する。</p> <p>イ. 就業環境の整備促進 商工会議所をはじめとする関係機関と連携し、地域の企業と協議の場を持つこと等を通じて、社会保険への加入等の外国人労働者の就業環境の整備を促すとともに、地域社会の構成員としての社会的責任について啓発する。</p> <p>ウ. 起業支援 起業意欲のある外国人住民が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等を行い、外国人住民の起業を支援する。</p> <p>③災害時の支援体制の整備</p> <p>ア. 外国人に関する防災対策の推進 訪日外国人及び外国人住民の増加に伴い、災害発生時に被災する外国人の数も増加しており、外国人に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等の重要性が増していることから、外国人に関する防災対策について、防災基本計画及び防災業務計画等を踏まえて各地方公共団体の地域防災計画への位置付けを含めて推進する。</p> <p>イ. 多言語支援のための応援体制の整備 災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、地域国際化協会と地方公共団体との連携体制を整備するとともに、外国人住民の増加や国籍等の多様化、自然災害の多発・激甚化を踏まえて連携内容の再確認を行う。また、地方公共団体間で締結している相互支援協定に、多言語での支援体制の整備のために必要な人材の派遣を位置付けるよう検討する。 また、NPO等やその他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定の策定を検討する。 なお、感染症の拡大防止の観点から、支援協定に基づく受援業務の選定に当たっては、遠隔地での業務対応の可能性を検討するなど、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意する必要がある。</p> <p>ウ. 外国人住民の所在把握 要支援者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため外国人住民の所在情報について平常時からの確に把握しておく。</p> <p>エ. 自主防災組織等への外国人住民の参画促進 高齢化率が増加を続ける中で、外国人住民を災害時の支援の対象としてだけではなく、災害時の支援の担い手として位置付けることが一層重要となっている。こうした状況を踏まえ、外国人住民が参加しやすい防災訓練となるよう訓練内容の工夫や、行政と連携して外国人住民の自助・共助の担い手となる外国人防災リーダーの育成等により、外国人住民の防災訓練への参加及び自主防災組織等への参画を促進する。</p>
----	---------------------------	--

計画

地域における多文化共生推進プラン  
(総務省)

- オ. 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用  
外国人被災者に対し円滑に情報提供が行えるよう、平常時より多言語化した防災マップ等により防災情報の周知を図るとともに、災害時には（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等の活用のほか、ホームページやSNS等により多言語での情報発信を実施する。  
また、通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働について、地方公共団体における防災部門と多文化共生施策担当部門の連携をはじめとして、NPO等や地域の自主防災組織等、多様な民間主体との連携・協働を図る。
  - カ. 外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備  
大規模災害発生時には、災害時外国人支援情報コーディネーターの活用等により、外国人被災者に多言語での支援を行う活動拠点である「災害多言語支援センター」を設置する等、外国人に対し効果的に情報伝達を行うことができる体制を整備する。
  - キ. 避難所における外国人被災者の感染症対策  
新型コロナウイルス感染拡大を受けて、災害が発生し避難所を開設する場合には感染症対策に万全を期することが重要になっていることから、令和2年4月に内閣府・消防庁・厚生労働省より地方公共団体に対して発出された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知<sup>8</sup>等を踏まえ、災害時に外国人被災者が避難する場合に備え、これまで防災情報として外国人住民に対して周知してきた内容からの変更（密集等を避けた避難方法や避難場所の分散等）については、多言語化した防災マップへの記載等により速やかに広報を行う。  
また、多言語対応ができる感染症患者受入可能病院等の把握や遠隔医療通訳等の体制の確保等、避難所で外国人被災者が感染症に罹患した場合に備えた取組を推進する。
- ④医療・保健サービスの提供
- ア. 医療機関における多言語対応  
対面通訳、電話・映像通訳、機械翻訳（AI通訳アプリ）等を組み合わせて、地域の実情に応じて、医療機関で必要な医療通訳の体制を確保する。  
また、広域的な医療通訳派遣システム（電話・映像通訳を含む。）を構築し、外国人住民に係る医療通訳のニーズと、広域に存在する医療通訳に係る人的資源の効果的なマッチングを図る。国際交流協会、NPO等による医療通訳派遣が行われている場合は、こうした団体との連携・協働も検討する。
  - イ. 医療機関における文書等の多言語化  
医療機関において、問診票をはじめとする文書等を多言語化し、外国人住民が安心して受診できるようにする。
  - ウ. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供  
地域の多言語対応が可能な病院や薬局については、ホームページ等により、外国人住民へ積極的に情報提供を行う。
  - エ. 健康診断や健康相談における対応  
外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、多言語対応を行う。



<p>計画</p>	<p>地域における多文化共生推進プラン (総務省)</p>	<p>⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供  ア. サービスの利用促進  外国人住民が、必要とする子ども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手続について、多言語による情報提供を行う。  また、住民基本台帳を活用するなどして、子ども・子育てや福祉サービスを必要とする外国人住民やその世帯（複数国籍世帯9を含む。）の把握に努める。</p> <p>イ. サービス提供時の多言語による支援  母子健康手帳等を多言語化して外国人住民に交付や配布を行うとともに、地方公共団体の窓口やサービスを提供する現場において、多言語対応を行う。また、保育における多文化対応にも留意する。  多言語対応については、I C Tを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用も検討する。  「複数国籍世帯」：外国人と日本人で構成する一の世帯。</p> <p>⑥住宅確保のための支援  ア. 外国人住民に対する公営住宅の供給  外国人住民について、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様の公営住宅の入居申込資格を認める。また、多言語による公営住宅の入居者募集案内等の広報の充実に努める。</p> <p>イ. 外国人住民に対する居住支援の推進  賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多言語で提供する。また、外国人が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）により「住宅確保要配慮者」とされていることを踏まえて、地域の実情に応じて、居住支援協議会の設立、外国人への居住支援を行っている団体との連携や居住支援法人としての指定等を含めて必要な施策を検討し、外国人住民に対する居住支援を推進する。  加えて、居住支援協議会、居住支援法人、受入れ機関、登録支援機関及び不動産関係団体等と連携を図る。</p> <p>ウ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施  家庭ゴミ等の一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因する場合が多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、N P O 等と連携して構築する。</p> <p>エ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進  平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、N P O 等、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を受け入れていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取ることができる仕組みづくりを推進する。</p> <p>オ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置  外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置する。</p> <p>⑦感染症流行時における対応  ア. 感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応  新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、国内に在留する外国人に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制を整備する。  情報発信については、背景となる制度の概要等、外国人が内容を理解するために必要な情報を的確に伝達するよう留意する。また、できる限り、多言語での情報発信についても、遅滞なく適時適切に行うよう留意する。</p> <p>イ. 感染症対策における外国人の人権への配慮  感染症流行時における取組の実施に当たっては、患者・感染者や対策に携わった者等、外国人の人権に配慮することの重要性に留意する。</p>
<p>計画</p>	<p>地域における多文化共生推進プラン (総務省)</p>	<p>(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応  ②留学生の地域における就職促進  ア. 留学生の地域における就職促進  増加を続ける留学生においては、卒業後に国内での就職や起業を希望する者も多い。留学生について、高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する貴重な人材であることを踏まえて、教育機関、企業等と連携し、就職フェアの開催など地域における就職を促進する。</p> <p>イ. 留学生に対する生活支援等  留学生は、地域のまちづくりに参画する者も増えており、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点も踏まえて、地域の実情に応じて、留学生に対する生活支援や地域住民との交流の場の提供を行う。</p>

計画	世田谷区基本計画	<p>2 子ども若者・教育</p> <p>5. 虐待のないまち・子ども・子育て家庭への支援</p> <p>【現状・課題等】 ひとり親家庭やステップファミリー（継父母と生活する家庭）などが増加しており、継続した支援の取組みの拡充が必要です。また、地域から孤立しがちな10代同士の若年の子育て家庭や外国人の家庭などへの、きめ細かな対応が求められています。</p> <p>3. 多様性の尊重</p> <p>【現状・課題等】 世田谷区内の在住外国人の人口比率は1.71%程度と低いものの、人口は平成26年(2014年)1月1日現在で、14,845人と多くの外国人が暮らしています。災害時の対応や福祉・保健・教育などの行政サービス情報を多言語で提供するなど、多文化共生施策の推進が求められています。</p> <p>【取組み事業の内容】 (4)多文化共生の推進 ・ライフイン世田谷（外国語版の便利帳）や区のホームページの自動翻訳など、多言語による情報提供を進めるとともに、福祉・保健・教育など、さまざまな行政サービスにおいて多言語による情報発信を充実させ、また、災害時の外国人支援についても、その対応力を高めます。</p>
計画	世田谷区未来つながるプラン	<p>施策16 多様性の尊重</p> <p>【目指す姿】 SDGsの考え方にに基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現とともに、東京2020大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現に向け、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業】 16-3 多文化共生の推進 外国人等の地域社会における活躍の推進、誰もが安心して暮らせるまちの実現、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消に取り組みます。</p> <p>2 将来人口推計</p> <p>(3) 将来人口推計から見える課題・展望 外国人人口については、参考として今回お示ししています。コロナ禍の影響による一時的な減少を見込んでも、前回推計を超える増加傾向となる見込みです。また、労働人口の長期的減少が予想されるなか、外国人労働力への需要の高まりも想定されます。外国人人口の動向を見据え、外国人への生活支援や教育支援などの多文化共生施策のさらなる推進が求められます。</p>
計画	世田谷区第二次男女共同参画プラン 後期計画	-

計画	世田谷区第3期文化・芸術振興計画	<p>第2章 文化・芸術を取り巻く状況  (4) 第3期計画の取組み状況  施策目標5 文化資源を次代へ継承し、文化・芸術の力を活かし・つなぐ  地域や民間施設、NPO法人と連携を図りながら、世田谷の文化資源や文化・芸術を活かしたまちの魅力づくりを進めていくとともに、海外との姉妹都市交流や東京2020大会、アメリカ合衆国ホストタウン・共生社会ホストタウンへの登録を契機とした様々な国との文化交流を進めていきます。</p> <p>【施策の方向】  ・多文化共生と国際交流の推進</p> <p>【取組み内容】  ・外国人向け日本語教室等の講座を開催する他、多言語や「やさしい日本語」を活用して行政情報や生活情報を発信する等、在住外国人の生活基盤の充実に取り組んだ。  ・せたがや文化財団国際事業部と連携して「せたがや国際メッセ」を開催するなど、多文化共生の意識啓発や区民の国際交流の機会拡充を推進した。</p> <p>【評価】  ・日本語の教育に関しては、令和元年6月公布の「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、教育の機会拡充など、地域の実情に応じた推進に取り組む必要がある。  ・「やさしい日本語」は、行政の情報発信の手段のみならず、日本人との交流をする際にも活用できることから、職員への普及はもとより、区民や関係機関への周知を進める必要がある。  ・令和元年度実施の「外国人区民意識・実態調査」によると、外国人の情報入手手段はインターネットの割合が多いことから、「外国人の方へ」のホームページの情報提供など、対応の強化に努める必要がある。</p>
計画	世田谷区第3期文化・芸術振興計画	<p>第3章 計画の基本的考え方  (3) 第3期調整計画策定にあたっての視点  Ⅲ 誰もが参画・協働できる文化・芸術環境の整備  ●高齢者や障害者、外国人などとの文化・芸術を通じた交流やコミュニティへの参加の促進、区と大学、民間施設・団体等との連携の推進</p> <p>第4章 文化・芸術施策の展開  (2) 施策の方向と具体的な取組み  5 活かし・つなぐ  (2) 多文化共生と国際施策の推進  『第3期計画の推進から見えた課題』  ④年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが参加、体験できる機会の充実  ⑤身近に感じられる文化・芸術の推進  区では、東京2020大会を契機として、国内外から多くの方々が世田谷区を訪れることを見込み、「世田谷おもてなし・交流・参加プロジェクト」を立ち上げるとともに、世田谷文化生活情報センターに「国際事業部」を新たに設置し「せたがや国際交流センター」を開設するなど国際交流の推進への準備をしていました。  また、アメリカ合衆国のホストタウン・共生社会ホストタウンとして、国際交流を始めとした様々な取組みを予定していました。残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、当初予定していた国際交流等の取組みを計画どおり実施することはできませんでしたが、今後もこれらの準備で培った経験とホストタウンの理念を活かし、世田谷の豊かな文化資源を活かした国際交流や、外国の文化・習慣等に対する相互理解を深める講座等を通して多文化共生を進めていきます。  また、外国人向けの多言語表記や日常生活への支援、地域との交流などの取組みを推進します。  なお、これらの取組みを含めた諸施策は、第3期計画策定後、区が新たに策定した「世田谷区多文化共生プラン」（平成30年度～令和5年度）に基づき推進します。</p>

計画	世田谷区第3期文化・芸術振興計画	<p>【取組み内容】 外国人への支援や交流事業等の推進</p> <p>【取組み例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 3つの姉妹都市との更なる交流を促進するとともに、新たな交流について検討していきます。【生活文化政策部】</li> <li>2 多くの人に多文化共生、国際交流について考えてもらえるよう、関係機関と連携しながら、様々なテーマの講座に取り組んでいきます。 【せたがや文化財団】</li> <li>3 多文化共生の基礎知識から外国人の文化、教育等、様々な分野の講義を行い、多文化共生にかかわるボランティアの養成を行います。 【せたがや文化財団】</li> <li>4 せたがや文化財団国際事業部と連携して実施する交流事業「せたがや国際メッセ」を開催し、国際交流の機会や多文化共生の意識啓発・周知を強化し、参加しやすい環境づくりを進めます。【生活文化政策部】</li> <li>5 庁内において多言語化を促すとともに、「やさしい日本語」を活用した外国人にもわかりやすいホームページの作成に取り組みます。 【生活文化政策部】</li> </ol>
計画	世田谷区地域保健医療福祉総合計画	-
計画	第2次世田谷区教育ビジョン	<p>7-2-⑤ 世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信 情報発信においては、様々な情報ツールを活用し文化財に関する情報を効果的に発信し、区内外に向けて、「せたがや」の歴史・文化の魅力を伝えていきます。 ICT技術を活用した情報発信の仕組み「世田谷デジタルミュージアム」を活用し、情報のアクセシビリティを高めていきます。デジタルミュージアムでは指定文化財だけでなく、未指定の文化財についても積極的にデジタル化し、情報発信していきます。 各年齢層、各目的に絞った情報発信を行うとともに、まちなか観光などと連携し、効果的に区の魅力を発信します。さらに、多言語化をすすめ、外国人向けの情報発信を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症の終息後の外国人向けの文化体験の機会の検討と充実を図ります。 また、案内・表示等については、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが快適に利用できるよう工夫していきます。 【令和4～5年度の取組み】 ○世田谷デジタルミュージアムを活用した情報発信 【生涯学習・地域学校連携課】</p> <p>7-3-③ 多様な図書館サービスの充実 区民の地域や暮らしの課題の解決を支援するサービスや障害者、高齢者、外国人等の図書館利用に配慮が必要な方向けのサービスを充実するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にも配慮した様々な図書館サービスの実施により、誰もが安心して利用できる、暮らしに役立つ図書館を実現します。 【令和4～5年度の取組み】 ○レファレンスの充実と利用促進（リーディング9） ○多様な利用者へのサービスの充実 ○電子書籍サービスの充実 【中央図書館】</p>

法律・方針	「日本語教育の推進に関する法律」	<p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(連携の強化)</p> <p>第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(地方公共団体の基本的な方針)</p> <p>第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。</p> <p>第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等)</p> <p>第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p>
法律・方針	「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」	<p>第1章 日本語教育の推進の基本的な方向</p> <p>2 国及び地方公共団体の責務</p> <p>地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。</p> <p>第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項</p> <p>1 推進体制</p> <p>(2) 地方公共団体における推進体制</p> <p>地方公共団体は、関係機関・関係者（日本語教育を行う機関、企業、地域国際化協会、NPO等）との連携の強化、基本方針を参酌して地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育推進のために必要な施策の実施に努めるものとする。また、地方公共団体の基本的な方針その他の重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、合議制の機関を置くことができる。</p>

調査結果	「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベル できる・だいたいできるの合算で、話す81.1%、聞く82.1%、読む74.0%、書く67.2%</li> <li>・日本語の勉強方法 独学20.8%、日本語学校13.9%、高校や大学・専門学校12.7%</li> <li>・日本語の勉強理由 仕事のため63.3%、日常生活のため62.2%、日本人と交流したい51.0%</li> <li>・日本語教室や日本語学校の探し方 インターネット51.7%、外国人の友人・知人27.6%、学校・職場20.7%</li> <li>・日本語の勉強意欲 したい45.1%、したくない54.9%</li> <li>・日本語を勉強しない理由 必要ない54.2%、時間がない27.8%、費用が高い18.1%</li> <li>・参加してみたい日本語教室 家・職場に近い46.7%、中級・上級者向け45.5%、オンラインで利用できる43.7%</li> <li>・日常生活の困りごと ものの値段が高い25.3%、日本人との交流が少ない21.6%、ことばが通じない17.9%</li> <li>・住居を探すときに困ったこと 外国人であることを理由に断られた34.0%、保証人が見つからなかった18.6%</li> <li>・利用しているSNS LINE73.3%、YouTube70.5%、Instagram66.7%</li> <li>・行政からほしい情報 保健・医療34.4%、行政サービス・手続き26.2%、災害・防災情報25.1%</li> <li>・希望する行政からの情報発信方法 HP57.7%、広報誌35.4%、チラシ・ポスター30.2%</li> <li>・避難場所認知度 知っている46.9%、知らない27.6%、聞いたことがあるが場所は知らない25.5%</li> <li>・世田谷区に望む災害対策 SNSやインターネットを通じた情報発信40.4%、避難場所を多言語で案内39.3%、発災時の多言語放送や誘導35.0%</li> <li>・外国人に対する生活支援の充実 そう思う・どちらかといえばそう思うの合算が45.2%、どちらかといえばそう思わない・そう思わないの合算が19.6%</li> <li>・世田谷区に期待する取組み 情報の発信方法の充実33.3%、日本語学習の支援32.8%、外国人区民活躍の機会の充実30.8%</li> <li>・外国人向けHPの認知度・利用経験 利用している・したことがある12.8%、知っているが利用したことはない30.9%、知らない56.4%</li> <li>・日本語教室の認知度・利用経験 利用している・したことがある9.0%、知っているが利用したことはない27.5%、知らない63.5%</li> <li>・せたがや国際交流センターの認知度・利用経験 利用している・したことがある1.1%、知っているが利用したことはない14.7%、知らない84.2%</li> <li>・利用したい外国人相談窓口 メールやSNSで相談できる49.2%、利用しやすい場所にある44.3%、相談できる内容が充実している40.5%</li> <li>・専門家に相談したい内容 年金や社会保険に関すること66.8%、医療に関すること49.2%、住まいに関すること33.7%</li> </ul>
調査結果	「ヒアリング調査」	<p>【日本語学習について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での学習もあるが、加えて実際に大学、ボランティア活動、アルバイト先、会社などでコミュニケーションをとった経験が日本語の上達につながっている。</li> <li>・ニュースできれいな日本語を聞いて学習した。アニメは簡単な言葉を使うのでわかりやすい。</li> <li>・完璧な文法ではなく、実際に会話をしてどのように日本語をツールとして使えるか、それを練習するのが有効的なやり方だと思う。</li> <li>・パソコンを使用するため、日本語を書く機会がなかなかなく、書くことに自信がない。</li> <li>・仕事が忙しく、日本語を勉強する時間が取れていない。</li> </ul> <p>【日本語学校・日本語教室について】</p> <p>(オンライン) コロナもあり、オンラインのほうが参加しやすい。対面で集団の事業だと、できる人・全くできない人がいて、つまらなくなる・ついていけない人がある。</p> <p>(対面) 身振り手振りがあるので、直接会話の方が分かりやすい・意思が伝わりやすいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語にあわせて日本の文化を学習できる機会があり、日本により興味を持った。</li> <li>・区の日本語教室があることを知らなかった。参加して入門レベルからしっかりと勉強したい。</li> <li>・基本的な日本のルールなどについて、併せて勉強したい。生活のルールや歴史について知らない、自分の知らないところで恥ずかしい思いをしたり、相手に嫌な思いをさせたりするかもしれない。今は機会がないので、たまにミスを起こして、そこから学んでいる。</li> <li>・母国ではないところにいるので、祭りなど伝統的な文化に興味があり、そういう文化も学べればと思う。</li> <li>・仕事に生かせる日本語を勉強して、ビジネスに活かしたい。</li> </ul>

調査結果	「ヒアリング調査」	<p><b>【情報の入手先・情報発信について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイレクトメール、メールマガジンなど、英語の携帯サービスがあれば助かる。</li> <li>・SNSは日本だけではなくて他の国の情報も入っているので、あまり効率的に調べられず、情報に辿り着けない可能性がある。</li> <li>・情報は区や専門機関のホームページを検索して調べている。</li> <li>・携帯電話がなければ、駅にあるパンフレットや区のお知らせ、街の掲示板から情報を得ている。多言語であればありがたいが、実際に全て多言語化は難しいと思う。</li> <li>・賑やかな駅の通りの掲示板や、駅前で周知してもらおうと、何があるかわかる。</li> <li>・母国では、各公式アカウントに登録すると必要な最新情報が毎日届くようなシステムがある。</li> <li>・ホームページでも、メールや郵便の発信でも、目を引くようなタイトルにするなど、興味をもって開けてもらえるよう工夫することが大事。</li> <li>・コロナの際、区役所のホームページが分かりやすく書いてあった。</li> <li>・今は携帯電話で情報を得るのが普通だが、私はチラシをもらっている。わかりやすいし、日本語の勉強にもなる。</li> <li>・区長のツイートをフォローしている。特に外国人に役立つ基本情報や、防災情報のツイートについては、日本語に外国語を加えて発信してみてもどうか。</li> <li>・問題が発生したときにどこに連絡すべきか、どこへ行けばいいかをまとめた冊子があると良い。特に経済的な問題など。</li> <li>・インターネットで検索しているが、出てくる情報が日本語なのでわからない。多言語化が必要。</li> <li>・情報は職場にいる日本人など、知っている人から聞くと安心感がある。それにホームページ、公式サイト情報を検索して、参考にしている。</li> <li>・他区では、外国人専用の窓口ではなく、普通の窓口で外国語対応ができるところがあり、日本に来たばかりの人にウェルカムパックのような外国語の資料を渡すなどのサービスもある。</li> <li>・人と人とのつながりをファシリテートできるようなボランティアがいるといい。</li> <li>・日本語のホームページは情報過多です。デザインは問題ないです。</li> <li>・子供が家にいたときは、学校を通じてたくさんの情報が入ってきたが、テレビやインスタグラムなどを見ても、区の情報が入ってこない。</li> </ul> <p><b>【多言語表記・やさしい日本語について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国語圏では、漢字には違和感がなく、平仮名だけでは読みづらい。逆に中国語圏以外では漢字が難しいため、区別してほしいと思う。</li> <li>・日本語に詳しくない人には、難しい言葉にふりがなが付いていてもわからない。日本語の横に多言語で説明が付いていたほうが良い。</li> <li>・地図に駅の出口番号があるとわかりやすい（ちらし）。</li> <li>・日本語の文章はどこで切れているのかがわかりづらいので、区切りがあると見やすい。</li> <li>・区役所の文章は明朝体で作っているのが多いが、このフォントは外国人には読みづらい。ゴシック体やメイリオのほうが読みやすい。</li> <li>・最近届いた外国人向けの封筒は、日本語に英語がついていたり、フリガナが書かれていたり、そういう心遣いは感じている。</li> <li>・バス等アナウンスやサインで、英語がある所とないところがある。災害時など、地図やサインフリガナや、多言語表記があると安心できる。</li> <li>・地図を見る際に、母国のアプリを使用している場合がある。チラシ等の地図に日本語しか載っていないと、その場所とアプリの情報がつながらないこともあるので、少なくとも英語表記はあったほうが、理解しやすい方が増えると思う。</li> <li>・街を歩いていると、以前と比べると英語の看板が多くなり、英語の質自体も良くなってきていると実感している。</li> </ul> <p><b>【防災について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もし災害等が起こった場合、避難場所がどこなのか、物資はどこでもらえるのか等わからないので、訓練に参加してみたい。</li> <li>・避難場所がここです、というような表示が多言語であるといいと思う。</li> <li>・注意点や考えておくべきことを短くメッセージやビデオにまとめるなどして、日本語教室やオンライを活用して伝えると良いと思う。</li> </ul>
調査結果	「ヒアリング調査」	<p><b>【困りごとについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区で英語対応可能な病院のリストをもらったが、実際に行くとき英語の対応がなく大変だった。</li> <li>・家を借りるときに外国人は断られるケースが多い。また保証人のルールが厳しい。特に学生に対してはもっと厳しい。</li> </ul> <p><b>【困りごとの相談先】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題があるときに相談できるホットライン（we chat, LINEグループ等）があると良い。</li> </ul> <p><b>【世田谷区の良いところ、悪いところや改善点、期待することや要望】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて海外から区へ来た時の住居サポートがあれば良い。</li> <li>・経済的に役に立つ情報、例えば税金や、申請すると補助金がもらえるような、そういう関係の情報を区から発信していただけるとすごく助かる。</li> <li>・放課後に子どもを預かってもらえる場所を増やしてほしい。あとは仕事に早く復帰できるよう、育児サポートとして保育園を増やすとか。</li> <li>・日本に来たばかりの人への情報サポートやアドバイスをもらえると安心できる。</li> <li>・外国人に対応できる不動産屋さんを教えてほしい。</li> </ul>

## 4 参考 (基本方針3)

種別	名称	記載内容
計画	地域における多文化共生推進プラン (総務省)	<p>P4～6 1. 改訂の背景  (2) 社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題  ③意識啓発と社会参画支援【基本方針1と同様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要である。</li> <li>・身分に基づく在留資格を持つ者や留学生といった中長期的な在留展望を持つ外国人住民が増えていること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、地域社会において、外国人住民がその担い手となる取組を推進することが必要である。</li> <li>・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第58号)の制定も踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に努めることが必要である。</li> </ul> <p>P7～ 3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策  (2) 生活支援  ①教育機会の確保  ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進  国籍等の違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことが重要である。外国人の児童生徒を受け入れていない学校も含めて、全ての児童生徒を対象として、多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進する。その際、外国人の人権尊重の視点に配慮する。</p> <p>⑦感染症流行時における対応  イ. 感染症対策における外国人の人権への配慮  感染症流行時における取組の実施に当たっては、患者・感染者や対策に携わった者等、外国人の人権に配慮することの重要性に留意する。</p> <p>(3) 意識啓発と社会参画支援  ①多文化共生の意識啓発・醸成  ア. 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発  地域住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行う。  イ. 不当な差別的言動の解消  本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の制定を踏まえ、地域の実情に応じて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に取り組むよう努める。</p>
計画	世田谷区基本計画	<p>3. 多様性の尊重  【現状・課題等】  世田谷区内の在住外国人の人口比率は1.71%程度と低いものの、人口は平成26年(2014年)1月1日現在で、14,845人と多くの外国人が暮らしています。  災害時の対応や福祉・保健・教育などの行政サービス情報を多言語で提供するなど、多文化共生施策の推進が求められています。</p> <p>【取組み事業の内容】  (1)人権の尊重  ・すべての人は、自分の存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる権利「人権」を持っています。一人ひとりが自分らしく生き、他の人たちとともに、皆が幸せに暮らせる社会の実現に向けた人権擁護の取組みを進めます。  ・女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ*などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権への理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進を推進します。</p>



計画	世田谷区未来つながるプラン	<p>施策16 多様性の尊重</p> <p>【目指す姿】 SDGsの考え方にに基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現とともに、東京2020大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現に向け、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会を目指します。</p> <p>【施策を構成する事業】 16-3 多文化共生の推進 外国人等の地域社会における活躍の推進、誰もが安心して暮らせるまちの実現、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消に取り組みます。</p> <p>2 将来人口推計 (3) 将来人口推計から見える課題・展望 外国人人口については、参考として今回お示ししています。コロナ禍の影響による一時的な減少を見込んでも、前回推計を超える増加傾向となる見込みです。また、労働人口の長期的減少が予想されるなか、外国人労働力への需要の高まりも想定されます。外国人人口の動向を見据え、外国人への生活支援や教育支援などの多文化共生施策のさらなる推進が求められます。</p>
計画	世田谷区第二次男女共同参画プラン 後期計画	-
計画	世田谷区第3期文化・芸術振興計画	<p>第2章 文化・芸術を取り巻く状況</p> <p>(4) 第3期計画の取組み状況</p> <p>施策目標5 文化資源を次代へ継承し、文化・芸術の力を活かし・つなぐ 地域や民間施設、NPO法人と連携を図りながら、世田谷の文化資源や文化・芸術を活かしたまちの魅力づくりを進めていくとともに、海外との姉妹都市交流や東京2020大会、アメリカ合衆国ホストタウン・共生社会ホストタウンへの登録を契機とした様々な国との文化交流を進めていきます。</p> <p>【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・せたがや文化財団国際事業部と連携して「せたがや国際メッセ」を開催するなど、多文化共生の意識啓発や区民の国際交流の機会拡充を推進した。</li> <li>・せたがや文化財団国際事業部と連携し、各交流イベント等を区民ニーズや社会経済状況を踏まえ、より効果的に開催し、区民一人ひとりの相互理解を深め、人権を尊重し、ともに暮らしていける多文化共生の意識づくりを一層進める必要がある。</li> </ul>

計画	世田谷区第3期文化・芸術振興計画	<p>第3章 計画の基本的考え方  (3) 第3期調整計画策定にあたっての視点  Ⅲ 誰もが参画・協働できる文化・芸術環境の整備  高齢者や障害者、外国人などとの文化・芸術を通じた交流やコミュニティへの参加の促進、区と大学、民間施設・団体等との連携の推進</p> <p>第4章 文化・芸術施策の展開  (2) 施策の方向と具体的な取組み  5 活かし・つなぐ  (2) 多文化共生と国際施策の推進  『第3期計画の推進から見えた課題』  ④年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが参加、体験できる機会の充実  ⑤身近に感じられる文化・芸術の推進</p> <p>区では、東京2020大会を契機として、国内外から多くの方々が世田谷区を訪れることを見込み、「世田谷おもてなし・交流・参加プロジェクト」を立ち上げるとともに、世田谷文化生活情報センターに「国際事業部」を新たに設置し「せたがや国際交流センター」を開設するなど国際交流の推進への準備をしていました。</p> <p>また、アメリカ合衆国のホストタウン・共生社会ホストタウンとして、国際交流を始めとした様々な取組みを予定していました。残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、当初予定していた国際交流等の取組みを計画どおり実施することはできませんでしたが、今後もこれらの準備で培った経験とホストタウンの理念を活かし、世田谷の豊かな文化資源を活かした国際交流や、外国の文化・習慣等に対する相互理解を深める講座等を通して多文化共生を進めていきます。</p> <p>また、外国人向けの多言語表記や日常生活への支援、地域との交流などの取組みを推進します。</p> <p>なお、これらの取組みを含めた諸施策は、第3期計画策定後、区が新たに策定した「世田谷区多文化共生プラン」（平成30年度～令和5年度）に基づき推進します。</p>
計画	世田谷区第3期文化・芸術振興計画	<p>【取組み内容】  外国人への支援や交流事業等の推進</p> <p>【取組み例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3つの姉妹都市との更なる交流を促進するとともに、新たな交流について検討していきます。【生活文化政策部】</li> <li>多くの人に多文化共生、国際交流について考えてもらえるよう、関係機関と連携しながら、様々なテーマの講座に取り組んでいきます。  【せたがや文化財団】</li> <li>多文化共生の基礎知識から外国人の文化、教育等、様々な分野の講義を行い、多文化共生にかかわるボランティアの養成を行います。  【せたがや文化財団】</li> <li>せたがや文化財団国際事業部と連携して実施する交流事業「せたがや国際メッセ」を開催し、国際交流の機会や多文化共生の意識啓発・周知を強化し、参加しやすい環境づくりを進めます。【生活文化政策部】</li> <li>庁内において多言語化を促すとともに、「やさしい日本語」を活用した外国人にもわかりやすいホームページの作成に取り組めます。  【生活文化政策部】</li> </ol>
計画	世田谷区地域保健医療福祉総合計画	-

計画	第2次世田谷区教育ビジョン	<p>第5節 取組み項目（個別の取組み）・年次計画</p> <p>3 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（学習内容）</p> <p>3-1-② 人権教育の推進      児童・生徒に、何物にも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感させ、情操と感性を高め、多様性を認め合い、人権を尊重する姿勢をはぐくむため、人権教育を推進します。  <b>【令和4～5年度の取組み】</b>      多文化共生等の理解促進に向けた人権教育研修等の実施</p> <p>3-5 これからの社会を生きる力の育成  <b>【現状と課題】</b>      小・中学生の海外派遣・受入事業や区立小・中学校に就学する外国人児童及び保護者や海外帰国児童・生徒に対する支援、児童・生徒が楽しみながら英語・多文化体験をする多文化体験コーナー「Touch the World」（令和2年度まで）、各学校へALTを派遣する「英語体験出張授業」（令和3年度）などの取組みにより、国際理解教育の推進を図ってきました。      児童・生徒が、様々な国や地域の人々との交流等を通して、多様な文化に触れ、国際理解を深める体験活動を実施しながら、多様な形で国際理解教育を進めていくことが必要です。  <b>【取組みの方向】</b>      小・中学生の海外派遣・受入事業や区立小・中学校に就学する外国人児童・生徒及び保護者や海外帰国児童・生徒に対する支援、児童・生徒が楽しみながら英語・多文化体験をする多文化体験交流などの取組み等により、国際理解教育の推進を図ります。      子どもたちに国際感覚や日本人としての自覚をはぐくむため、オンラインでの交流も取り入れながら、今後の社会情勢を踏まえ、アメリカ合衆国ポートランド市との新たな国際交流を開始するとともに、さらなる国際交流の可能性についても検討していきます。  <b>【将来につながる姿】</b>      グローバル化した社会の中で異なった文化をもつ人々と共に生きるため、異文化理解・多文化共生の考え方にに基づき、児童・生徒に自らの国の伝統や文化の理解、国際社会の中で自分の考えや意見を発信し、行動できる態度や能力をはぐくむために、小・中学生の海外派遣・受入事業等、多様な取組みの中で国際理解教育の推進を図っています。</p> <p>3-5-② 国際理解教育の推進      様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充したり、研究開発校などの先進的な取組みを全校へ普及できるよう教員研修を実施したりするなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深めるとともに、異文化理解・多文化共生の考え方にに基づき世界の人々とともに、生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。</p> <p><b>【令和4～5年度の取組み】</b>      ○国際理解教育の充実に向けた取組み      ○海外派遣・受入事業      （令和4年度）休止及び代替事業の実施      （令和5年度）実施に向けた検討</p>
法律・方針	「日本語教育の推進に関する法律」	-
法律・方針	「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」	-

調査結果	「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人から偏見や差別を感じたこと よくある・ときどきある・ほとんどないの合算が73.5%</li> <li>・どのようなときに偏見や差別を感じたか 住居を探すとき46.6%、電車やバスに乗っているとき27.5%、 仕事を探したり、働いているとき22.1%</li> <li>・区内において外国人に対する偏見や差別が減っていると思う人の割合 そう思う・どちらかといえばそう思うの合算が45.2%、 どちらかといえばそう思わない・そう思わないの合算が21.9%</li> </ul>
調査結果	「ヒアリング調査」	<p>【偏見・差別について（具体的なエピソードが多いため一部抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事を探す時に、ヒジャブをしていたら断られるとか、SNSにそういう投稿がされていた。</li> <li>・日本人の妻と一緒に何か注文する際に、私は日本語で話しているが、ウェイターさんは無視して私の妻に質問するようなことがある。別に文句ではないが、外国人に慣れてない。</li> <li>・アルバイトで、外国の名前を名乗っただけで「外国人はいらない。日本人じゃないと雇えない。」と断られることもたくさんあった。今は通称名ですべて動いている。</li> <li>・買い物をしようとして、あまり上手に言葉に出せなかった時に、何を喋っているかわからないから何も売るのがない、と言われて悔しい思いをしました。</li> <li>・仕事で、そもそも外国人向けのポジションが少ない。</li> <li>・電車内で座ったら隣の人が立つ、というのが時々ある。</li> <li>・レストランだと、日本語で注文したのに英語で返されることがある。</li> </ul>

各種関連計画・法律リンク集

[地域における多文化共生プラン（改訂）](#)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000706218.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000706218.pdf)



[世田谷区基本計画（平成 26 年度（2014 年度）～令和 5 年度（2023 年度）](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/002/d00131681.html>



[世田谷区未来つながるプラン 2022-2023（実施計画）（令和 4 年度～令和 5 年度](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/003/d00196417.html>



[世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画ー多様な生き方を認め合い、自分らしく暮らせる せたがやをめざしてー](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/008/008/d00195525.html>



[世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画（調整計画）](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/005/002/d00197243.html>



[世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成 26 年度～平成 35 年度） | 世田谷区ホームページ \(setagaya.lg.jp\)](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/005/003/d00131796.html)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/005/003/d00131796.html>



[第 2 次世田谷区教育ビジョン・調整計画 | 世田谷区ホームページ \(setagaya.lg.jp\)](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/011/002/d00159117.html)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/011/002/d00159117.html>



[日本語教育の推進に関する法律について | 文化庁 \(bunka.go.jp\)](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/other/suishin\\_houritsu/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html)



令和4年度第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会  
多文化共生推進部会

## 意見書

委員氏名： \_\_\_\_\_

ご意見等

本様式にご記入いただき、令和5年3月17日（金）までに下記事務局あて、電子メールでご提出をお願いいたします。

**【事務局】**

世田谷区生活文化政策部文化・国際課

電話 03-6304-3439 FAX 03-6304-3710

メールアドレス SEA02408@mb.city.setagaya.tokyo.jp

## 「世田谷区多文化共生プラン」及び資料3について

## ■「世田谷区多文化共生プラン」について

「世田谷区多文化共生プラン（以下、現行プラン）」（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画であり、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」という基本理念のもと、3つの基本方針から成り立っています。基本方針の下にはそれぞれ施策があり、施策に基づく具体的な取組みとして、該当する事業を掲載しています。

なお、現行プランの基本方針及び方針ごとの施策、また重点施策についての記載は以下の通りです。

## 「基本方針1 地域社会における活躍の推進」

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会を作ります。

## 【施策】

・多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

・地域活動への参加促進（重点施策）

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

（外国人が地域活動に参加することは、日本人・外国人双方にとって多文化共生の意識が広がり、お互いを理解することにつながります。外国人が町会・自治会などの地域コミュニティやボランティア活動に参加することで、新たな視点や発見が期待され、外国人の方々が能力を発揮することで地域社会における自らの存在意識も高まります。以上から、重点施策と位置付けています。）

・外国人の区政参画推進

外国人への区政の参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

## 「基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現」

言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語（やさしい日本語を含む）での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。



## 【施策】

・外国人への日本語支援

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

・行政情報の多言語化等の推進

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

・生活基盤の充実（重点施策）

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

（外国人が安心して地域で生活するためには、行政情報をはじめとした生活に係る様々な事柄についての情報が容易に得られ、困ったときにはいつでも相談ができる環境が必要です。さらに、区民と行政が協働して教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を充実させることで、安心して暮らせるまちが実現します。以上から、重点施策と位置付けています。）

・災害等に対する備えの充実

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

・ICT を利用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

## 「基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会を作るとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人への偏見や差別の解消をめざします。

（施策）

・多様な文化を受け入れる意識の醸成（重点施策）

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

（すべての区民が活躍できる多文化共生社会の実現には、交流活動などを通じて文化・習慣等の違いを知り、外国人と日本人が相互に理解し、受け入れる意識の醸成が必要です。お互いの文化や習慣等に対する相互理解が深まることで、誤解や偏見が解消され、多文化共生社会を実現することができます。以上から、重点施策と位置付けています。）

・学校教育における多文化共生にかかわる国際理解教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成させるため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。

・多文化共生・国際交流活動団体の支援

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

・不当な差別的取扱いへの対応

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

■【資料3-1】「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」策定にあたっての論点整理表(基本方針)について

「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン策定」に向けて、各種関連計画や調査等から現状を分析し、現行プランの施策及び施策を構成する要素について、事務局として論点を整理した資料です。

1 現行プランの記載内容

現行プラン掲載の基本方針及び施策の内容を記載しています。

2 現状分析・課題

(1) 各種調査結果

「区民意識調査」や、今年度実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」など、外国人向け調査の結果を抜粋し、現状分析の過程で参考となる数値、調査結果及び分析について記載しています。

(2) 地域における多文化共生推進プラン(総務省)の「地域における多文化共生を推進するための具体的な施策」と、現行プランを中心とした区の実施の比較

【参考】

①地域における多文化共生プラン施策のうち、現行プランに記載のある項目

地域における多文化共生プラン(総務省)の「地域における多文化共生を推進するための具体的な施策」について、現行プランに掲載している項目を掲載しています(【 】に現行プラン掲載事業を記載しています。)

②現行プランに記載のない項目

①を除く主な項目について掲載しています。

なお、現行プランに記載がなく、区として実施がある取り組みは、(プラン掲載外)として記載しています。

### 3 施策の論点整理

#### ・施策のポイント

1 (1)～(3)の各施策を構成する要素を記載しています。

#### ・現行プランの評価

2の現状分析・課題を踏まえ、「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」策定に向けて、継続・強化すべき点、次期プラン策定に向けた論点を挙げています。

現状分析・課題の欄、論点整理欄記載の内容のほか、これまでの経験や知識を踏まえ、現行プランの施策、また施策を構成する要素の部分を中心に、継続・強化すべき点、次期プラン策定に向けた論点について、資料3-4でご意見をお願いいたします。

#### ■【資料3-2】「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」策定にあたっての論点整理表(参考)について

「地域における多文化共生プラン」(総務省)のほか、区の関連計画等において、現行プランの基本方針と関連する記述を抜き出し、掲載しています。今年度実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」、「ヒアリング調査」の結果についても、関連する部分を掲載しています。

#### ■【資料3-3】各種関連計画・法律リンク集について

地域における多文化共生プランほか、関連計画等を確認する際の資料です。二次元コードから各計画等の全文を確認いただけます。

#### ■【資料3-4】意見書様式について

資料3全体をご確認いただき、資料3-4の意見書様式に記載の上、**3月17日(金)**までに、電子メールで下記事務局あてお送りください。なお、ご質問等ありましたら、**3月6日(月)**までに、同じく電子メール(様式自由)で、事務局あてお送りください。

#### 【事務局】

世田谷区生活文化政策部文化・国際課

電話 03-6304-3439 FAX 03-6304-3710

メールアドレス: SEA02408@mb.city.setagaya.tokyo.jp